## 人頭税の導入について

――ピョートル改革期農村社会の予備的考察―

土

肥

恒

之

はじめに

八世紀最初の二〇年間のすべてを覆った北方戦争、常備軍の創設、都市・要塞の建設、

運河の開削、そして工場

とマニュファクチャの設立、 ことになった。と同時に、長期に及んだ北方戦争の勝利を目前にした政府には、平時における軍隊の維持、という緊 の政府は、 や貨幣改鋳、等々が、にも拘らず膨張する一方の歳出をこれ以上満たしえないことが明らかになった時、ピョ 諸政策は、 厖大な財政支出を伴った。このために採用された一連の措置、 国庫の最も主要な財源であるが、欠陥の大きな直接税=世帯税(подворная подать)の変更に着手する あるいは行政機構の拡充、 等々のピョートル一世によって強力に推進された絶対主義的 即ち間接税の引上げ、新税の導入、臨時税 ートル

(男子)

準備されたので

税を含む、従来のすべての直接税を人頭税 (подушная подать) へ一本化するために、まず全国の農村住民

ある。改革は、一七一八年一一月の人口調査に関するピョートルの著名な勅令の布告によって開始された。即ち世帯

急の課題の解決をも迫られていた。こうして、この二つの問題を一挙に解決するユニークな改革が、

O

調

が企てられたが、

政府の当初の計画では、

この改革は、

次の二段階の作業を経て実施される予定であっ

当該 税の規模を定めること、 地 段階では、 方からの人頭税の徴収には、 年間 で農 第二段階では、 村住民の申告書 その軍 全国各地の農村に駐屯地を築き、 隊をも参加させること、 (cKa3Ka) を集計したのち、 である。 それ 軍隊をそこで恒常的に宿営させると共 こうして、 を年間の軍事費と照らしながら、 軍隊の兵士を戦争終了後も家 人頭

男子一人七四コペイカの人頭税を定めたのは、 間 で 12 の執拗な抵抗に出会った。 帰 デンの軍 解決するピョ 0 隠匿 さず、 (yranka)」をはじめとする大きな抵抗に出会わねばならず、 武装 制 12 範をとっ のまま恒常的宿舎に国庫の給養で維持しておくこと、 ŀ ルの大胆な計画が開始された。 た農村に そして一七二五年一月のピョ おける軍の駐屯地の形成 ようやく五年後の一七二四年六月のことであった。 しかし、一年間で完了する予定の担税住民の Ì の ŀ 計 ルの死は、 画 8 即ち、 大幅 厳罰で脅しつつこの調査を強行した政府 彼の着手したこの壮大なプランの再検討 な遅延を余儀なくされた 常備軍の問題を税制改革とワン・ 調 他方、 査は、 のみならず、 各地 先進ス で「人 セ ウ が 地 ッ 方

者 否 る。 大きな位置を占めるの 意しながら概観することにある。 したように、 のアクチュアルな関心を惹いていることについて、ここで喋々するまでもない。 1 即ち、 ŀ ì ル の ŀ ㅁ ₹ ル シ IJ 人頭税の導入という絶対主義的財政改革の基礎過程を、 の れ アは、 に 改革につい \_ 対する批判の口火を切ることになったのである。(1) = 1 ・フは が、 国の零落という代償を払ってのみ、 ٠ ر 帝政末期の二人の歴史家、 『一八世紀第一・ 我々は既に一・五世紀にも及ぶ長い研 この問題に関しても、 四半期の国家経 П 現在に至るまで少なからぬ考察がなされてきたが、 Η ∄ 済と Ì ₹ П ッ Ľ° IJ パ Ħ 2. とくにこの改革が農村で惹き起した諸問 究 列強の仲間入りができた、 ļ = ŀ I · フと M 論争の歴史を有しており、 ル 大帝の改革』(一八九二年) M 本稿の • ボ 決課題は、 ゴ ス ㅁ あるいは フ z 現在 ま手 キ の ì な 短 の 「改革者 著作 か とりわ カン |題に留 で に 要約 -であ 研究 ピ け な

た。

ま

七一九一二七年の地区』(一九〇二年)において、ピョートルのなかに同時代のヨーロッパ諸国の君主と同 一の課題 統計的諸資料を駆使して分析した点にあった。したがって、人頭税の導入の問題も、 き改革」、という著名なテーゼを展開したが、本書の価値は、 基礎を与えられて、体系的に解明されたのである。他方、 ボゴスロフスキーは、『ピョートル大帝の地方改革 何よりも当時の国家経済を、財政史的観点から厖大 本書によってはじめて数量的な な

礎的な資料を除いては、とくにミリュコーフとボゴスロフスキーをはじめとする従来の諸文献の検討を通して、(5) 両者の研究は、 にも拘らず、いずれも厖大な未刊資料の探索のうえに築かれた浩粛な著作であり、単に人頭税の導入の問題のみなら 人頭税の導入が地方のレベルで惹き起した諸問題について、行政史的観点からきわめて具体的に追求されたのである。 ピョートル改革の研究において、現在なお最も基本的な文献であることに些かの変化もない。 (4) 端的にいうと、「公共の福祉」を追求する行 政国家の形成——を担った絶対君主を発見した。 ピ『Ⅰトル改革の評価においても、その分析視角においても、文字通り一八○度の相違を示している 本書の後半では 本稿は、 若干の基 人頭

(н) В. О. Ключевский. Сочинения. т. IV. М., 1958. лек. LXV.

税導入の過程を辿ろうとするものである。

- CП6., 1892; 2-oe. 1905. 678c. (本稿では第二版を用いた)
- (〜) М. М. Богословский. Областная реформа Петра Великого. Провинция 1719–1727 гг. М., 1902. 521с. (приложение 44с.)
- (4) 二人の歴史家の全体像については、次の諸文献を参照。A. Л. Шапиро. Русская историография в период империа лизма. Л., 1962. лек. II, В. Череннин. Академик Михаил Михайлович Богословский. «Ист. зап» т. 93., 1974 Ħ. 鳥山成人「ペー・エヌ・ミリュコーフと『国家学派』」、『スラヴ研究』一二号、一九六八年。

M. (近刊)

политика русского абсолютизма в XVIII веке. М., 1966. с. 114-143. に論じているにすぎなかったが、最近、E・B・アニーシモフの本格的な取組みが開始された。C. M. Tponukuii. Финансовая れてこなかった。僅かにC・M・トロイツキーの絶対主義研究が一八世紀前半の財政政策史の一環として、この問題を重点的 Е. В. Анисимов. Податская реформа Петра

(5) ソヴェト史学のピョートル改革研究については、別に論じなければならないが、人頭税の導入に関しては、ほとんど扱わ

## 一 世帯税から人頭税へ

と述べている。事実、一七〇七年にインゲルマンランド県で行なわれた個別調査では、前回の調査の数字を上回って(6) ぎず、それは他県での減少を埋めるには、遠く及ばなかったのである。(9) 六%、五二・七%という高い数字を記録した。他方、世帯数の増加が認められたのは、カザンとシベリアの二県にす %にも達した。この二県に較べると、より緩やかな減少を示していたスモレンスク県でも、県内のある地方では、 ある。とりわけ減少が著しかったのは、アルハンゲロゴロド、インゲルマンランドという北部の二県であり、約四〇 大きく裏切ることになった。即ちこの調査は、前回のそれに比較して、全体の約二○%もの大幅な減少を示したので いたのである。こうして「三〇年間における納税者の増加を固く信じて」実施された調査は、意外にも政府の期待を(2) の一六七八―七九年に行なわれた調査「以来、住民数が著しく増加したにちがいない、という考慮」に基づいていた、 査の目的について、のちにロシアに滞在して貴重な報告を著わしたフリードリヒ・ヴェーバーは、フョードルの時代 七〇九―一〇年に、ロシアでは全国的規模での世帯数(及びその全構成員の名前)の調査が実施された。この調

次表から明らかなような世帯数の著しい減少は、一体何に起因したのだろうか。この点について具体的な例を引き

	(1) 1678-79年	(2) 1709-10年	(2)÷(1)
アルハンゲロゴロド	99,600	59,662	<b>—4</b> 0
インゲルマンランド(※)	178,160	105,977	-40.5
スモレンスク	44,555	35,130	-21.2
モ ス ク ワ	253,973	190,770	-24.8
キーエフ	31,929	31,230	- 2.2
アップフ	41,520	35,820	-13.7
カザン	101,836	119,056	+16.9
シベッア	39,445	59,360	+47.9
	791,018	637,005	-19.5
·			

Милюков. Указ. соч. с 201-202 より作成。(※) のち型ペテルブルグ

であった。第三の要因は、逃亡であり一、三六六(二四・二%)、この他に移

示

ルグへ四七○、兵士・竜騎兵二八六、など合計一、六六四 (二九・四%)

ル

ブ

体的には労働者と兵士の徴用であった。

15

Ø

のぼった。

次に大きな比重を占めたのが、「政府活動の直接的影響」、具 「自然的原因」、即ち死亡であり、一、九七二(三四・九%)

オロネッツ造船所へ六一六、聖ペテ

位を占めたのは 三五六世帯、 は

一六七八年の調査では一一、四九四世帯であったが、今回のそれでは五

即ち四六・六%もの大きな減少が記録された。その原因の第

ながら検討することにしよう。 (11)

ヤ

ロスラヴリ郡の北部、

ポシ

**.** 朩 1 ェエ

地区

明」三〇〇、であった。 に ま一○年毎の総減少数を算出すると、次のような結果が得られる。(ユ) の数的関連について、 転 (自由な植民、 「零落」によるものが九五、「分離派として焼死」が二六、その他の 六九一—一七〇〇年 六八一—一六九〇年……二二一 続いて減少した五、四五六のうち、三〇年間の四、四二七について、い 七〇一一一七一〇年…三、三二〇 並びに領主による植民)も四四五(六%)存在した。最後 かなり曖昧な点を含んでいるが、その点はひとまず措 ポシェ ホーニエ地区の例は、「世帯」と「住民」と

見して明らかなように、一八世紀の最初の一〇年間には、 毎年三三〇世 帯

る労働者と兵士の徴用であり、そして逃亡であったのである。(3) 七世紀最後の二〇年間の約三倍を示したのである。しかも、その主要な原因は、「自然的原因」を除くと、政府によ

余りが減少した(一七○三−○六年には、とくに著しく、毎年四○○−五○○世帯にのぼった)

であった。最初の例と較べて、死亡・消息不明が異常に大きな比重を占めていることを除くと、ほぼ同一の減少原因(3) 労働者の徴用が二一一(八%)、徴兵が一三〇(四・九%)を占め、逃亡は四二三(一六%)、移住は一四九(五・七%)、 を指摘できる。そしてこれらの僅かな資料からでも、我々は、一七一〇年の調査が示した世帯数の大幅な減少の主要 を記録した。そしてこの減少の原因の第一は死亡・消息不明であり、一、七〇七(六四・七%)にも達した。 今回の調査では、二、六五三世帯にすぎなかった。即ちポシェホーニエ地区とほとんど同じ大幅な減少(四六・八%) な原因が、政府による労働者・兵士の徴用、並びに逃亡にあったという推測を得ることができるのである。以下では、 もう一つの例を引こう。隣接のロマノフ郡には、一六七八年の調査によると、四、九八九世帯が登録されていたが、 次いで

より一般的なかたちで、この点について検討を加えることにしよう。

七、〇〇〇人の労働者が振り向けられた。更にナルヴァ、モスクワ、トヴェリ、キーエフ、モジャイスク、 ァクチャの設立、 人、にものぼる労働者が投入された。アゾフとトロイツキーには、一七〇四一〇七年に、毎年二六、〇〇〇人 から三 一七〇一年には八、八八六人、一七〇二年には五、四四九人、一七〇三年には二、八四四人、一七〇四年には五、九二〇 「等々での「都市の工事」、河川・湖での「水門の工事」にも大量の労働者が村々から駆り出されたのである。(エ) テルブルグをはじめとする新しい都市や要塞の建設、ラドガ運河の開削、造船や築港、あるいは工場やマニュ 「封建的措置」、即ち全国の村々からの無償労働力の徴用に支えられていた。例えば、タガンローク港の建設には、「封建的措置」、即ち全国の村々からの無償労働力の徴用に支えられていた。例えば、タガンローク港の建設には 等々のピョートル政府によって採用された一連の重商主義政策は、改めて指摘するまでもなく、 フ

が、この数字は、一

現実の調達は、 徒歩でやってきて、 土木労働のために、 七○四年にはじまるペテルブルグの建設には「一八六年の調査簿により、二交代で各二○、○○○人、合計四○、○○ うした諸々の土木労働のなかでも、とりわけ多くの労働力を吸収したのが、新首都ペテルブルグの建設であった。一 ○人の労働者」を派遣するよう指示されていた。しかし実際の割当は、より少なく(三○、○○○─三四、○○○人)、 ったのである。 (18)(19) 更に大きく下回り、二〇、〇〇〇人に達しなかった。だがペテルブルグでの二ヵ月(のち三ヵ月)の 農民は、シベリアをはじめ、 劣悪な食・住条件のもとで、土掘り、杭打ちなどの単純だが苛酷な肉体労働に従事せねばならな カザン、 シンビルスク、などの遠隔の地から、数百キロの道のりを

設予定の都市・要塞に近い地方は、より大きな負担を強いられた。アルハンゲロゴロド県について一例を引こう。(ミロ) ており、 以上のように村々からの労働者の徴用は、「一八六年の調査により」、即ち一六七八年の調査簿に基づいて行なわ 「一七〇七年。 その限りで全国的な性格を持っていた。しかし現実には、その義務は均等ではありえず、とりわけ戦場や建 ヴォログダ、ガリーチ及び都市郊外からは一〇世帯、キネシマからは一三世帯、につき一人、合計 れ

六、二三四人。このうち五、八一三人は派遣された。一、五二六人は派遣されなかった。

ドヴィナ、ウスチュグ、トチマ、ソリ=ヴィチェゴツク、ヴァガの町、並びにウスチャノ郷からは労働者を指

うち三、四四二ルーブリ二五アルトゥインが納められた。四、五二三ルーヴリ八アルトゥイン二ジェニガは滞納され しない。労働者の代わりに、貨幣で一世帯八アルトゥインニジェニガ、合計七、九六六ルーブリが課された。

アル に、六二、○○九ルーブリの貨幣が徴収され、五五六世帯が他の都市への「永久の居住」のため村を 離れた。一七一(※) ハンゲロゴロド県では、このような形で一七〇七一〇九年だけで、二〇、〇六三人が労働者として徴用された以外

...

ر را ○年の調査の結果明らかになった当該県の世帯数の著しい減少(四○%)は、一八世紀初頭にとくに大きな負担を強 た北 の諸地方の窮状を示すものに他 ならないのである。

年齢 けた兵士の確保を保障されたのである。この徴兵制度は、 のは、 七一五年からは七五世帯から一人、とかなり緩和された。しかし一六九九――一七一四年の一五年間に三三〇、〇〇〇(3) よって、 八六年の調査簿に基づき、 あらゆる自由人」への呼びかけ、他方で担税住民からの徴兵によって、二七歩兵連隊と二竜騎兵連隊からなる である。こうして全国の村や町の共同体は、一人の若年労働力を奪われたのみならず、彼らに対して「食糧、衣服 体制が確立されたのである。しかしこの「軍隊」に兵士を恒常的に供給すること、(3) 即ち年間平均二二、〇〇〇人もの若年労働者が農村から、 !の枠も三十─四十歳まで下げられた。また北方戦争が終結に向うとともに、一七一三年からは四○世帯から、 灰色のカフタン、 一七〇五年二月二〇日付の勅令であった。この勅令は、都市と農村のあらゆるカテゴリー(タイ) アの常備軍は、 戦揚や勤務で「死亡し、殺害され、あるいは逃亡した」ものに代って、いつでも十分な数の、 北方戦争の前夜、 外套、帽子、 二〇世帯から一人の徴募兵を、 帯、 即ち一六九九―一七〇〇年のごく短期間にその骨格を形成した。 股引と軽い履物」を与えねばならなかったが、 一七〇八年からは、 一五歳から二○歳までの独身者から」取ることを指示した 永久に切り離されたのである。 独身者だけでなく既婚者にも拡げられ、 即ち常備軍を制度的に確立した 政府は、 の担税住民から「一 この勅令の実施 戦闘訓: 即ち一方で 練をう 初期

傾向は、 七世紀後半を通して逃亡農民の数は、 以上のようなビ『ートル政府による労働者・兵士の徴用とは逆に、逃亡は、新政府が受け継いだ負の遺産であっ あるいは妻子と共に、そして時には村全体で、一方では新しい辺境の地、 一八世紀にも持ち越されたのである。 政府の全国的な捜索活動の展開にも拘らず一 一七〇四一〇六年の凶作は、 農民の逃亡に拍車をかけた。 あるいは 向に衰えを示さな 「下流の町」へ逃亡し、 なかったが、 (28) 彼らは単 た

方で別 の嘆願書や政府の勅令の数が裏書きしているのである。(②) 我 及び死刑の威嚇のもとに、彼らから証言を取るべき」ことを指示したのである。この時期の逃亡民の規模につい(ヨ) 分の所領に逃亡農民とホロープを隠匿しているのみならず、「新たに採用している」、 令から明らか 農民を放さず、 を家族と財産とともに半年以内に元の所有主へ送還すべきことを義務づけると同時に、 いはより多く一〇人、一五人の善良かつ知名の農民を選び、 ハ々は 半分はツァーリ 穴の領主のもとに匿われた。一七○六年二月一六日の勅令は、(常) かなる数字も手にしていないが、こうした一連の厳しい措置にも拘らず、 捜索のために郡へ出掛け、 である。 あるいは自分の所領からは追放するものの、 へ、他の半分は逃亡農民の元の所有主へ与えることを指示した。しかし土地所有者の多くが逃亡(%) 即ちこの勅令は、 領主、 前年の指示を繰返したあとで、 領地管理人、 村長の証言の他に、……村々から、 逃亡ホロープと農民について、 元の居住地へ送還しなかったことは、 逃亡農民を受け入れた土地所有者に対して、 多くの土地所有者が 逃亡が止まなかったことは、 と指摘した。 その違反に対して所領を没収 聖書による宣誓によって、 「神の畏れを忘れて」 五、六人の、 翌年四月五 したがって、「 日 士族 あ の

方当局 ら逃れるために、 六七八年のそれに基づいて行うよう命じた。 この調 大きな規模をとった、 七一〇年の調査の結果明らかにされた世帯数の大幅な減少は、 拠の の 査結果に失望したピョ ない ф などのせいにして、 世帯調査から免れせしめた。 のでは 全国的規模での労働者と兵士の徴用、そして逃亡をその主な原因としていた。 なかったことである。 1 トル は 租税の徴収を、 この減少を調査の不正確、 注意すべきことは調査結果に対するピョ また他の領主は、 ある政府高官は、 新しい調査簿ではなく、 調査のさいに農民を彼の館に移し、下僕、即ち非 自分の所領の数カ村ある 調査人の怠慢、 以上のように一八世紀最初の一〇年間 旧来通 りフョ 担税住民の隠匿とそれに 1 |-いは全体を、 ル 1 F のこうした不信は、 ル時代の古い、 しかしながら、 国家の課税 にとりわけ 対 即ち一 する地 あな

げておくことにしよう。

税住民と偽った。 世帯に互いに血縁関係さえない者同志が住むことにより、 更に領主と村のミールは、 若干の農民世帯を「一つの門」にまとめる点で利害の一致をみた。 課税を免れたのである。この点を示す二、三の史料を挙

と門を仕切り、一つに纏める」、という「旧来の、あるいは新しい狡猾」を指摘した。他方、ヴォロと門を仕切り、一つに纏める」、という「旧来の、あるいは新しい狡猾」を指摘した。他方、ヴォロ 捏造、あるいは「支払いを避けるために、二、三、四世帯から、多くの人々を一つの世帯へ集める」、「幾つかの世 知られるアレクセイ・ネストロフは、 の、不正な調査」の原因として、「架空の空き屋、 - 利得者」(прибыщики) 上りの元老院の行政監察官であり、「高官の官金着服に対する最も勇敢な摘発者」 (3) |賄賂を取っている……」と報告した。一七一四年一一月一五日付のある密告書も、「空き屋」の存在を、地方行政 調査官が 「……三世帯の村では一世帯を書き込み、五世帯のところでは二、三世帯を書き込み、このために多く ツァーリへ提出した報告書(一七一四年)のなかで、「以前の、そして現在も同様 あるいは何処かへ移住せられた、そして跡とりのい クダの ない 世 とし る 帯 7

当局の悪用の結果としている。(タン) 目的を達成するためには、いかなる手段も違法と考えなかった」。こうしてランドラート調査は、(4) を持つことなく、 の汚職・策動は止まなかった。 失望させただけであった。Ch・ヴェーバーが指摘したように、この度も「ツァーの有益な意図を台無しにする」 査」(ландратская перепись)に踏み切った。しかし一七一六——七年に実施されたこの調査も、(%) とを看破した政府は、一七一〇年の調査から僅か五年後の一七一五年秋、 以上のような地方当局・領主・農民が一体となっての諸々の課税忌避・不正に世帯数の大幅な減少の原因があるこ 徒労に終った。元老院は再び、(4) 彼らは「可能な限り、彼らの農民を租税から隠すことに専心した」のであり、「その 一六七八年の調査に戻ることを適当と見なしたのである。 新しい調査、 い ゎ ゆる 「ランド なんら実践 ا ع しかしこ 的意義

制改革の不可欠な前提となったのである。以下では、この調査資料の幾つかを一六七八年並びに一七一〇年のそれと の調査は、未完のまま放置されたにも拘らず、ひとつの貴重な事実を明らかにすることによって二年後の抜本的な税

比較しておこう。(4) 回の調査でも、この趨勢は変らなかった。即ち七年の間に更に世帯数で七%、住民(男子)数で九%の減少を示した。(4) アルトハンゲロゴロド県は、既述のように、一七一〇年の調査において最も顕著な減少を示した県であったが、今

一一〇、二九一人

には五・五人と大幅に上昇したことである。(4) 注目される。しかしより注目すべき点は、一世帯あたりの住民数が一六七八年には三・五人であったが、一七一七年 ペテルブルグ県は、前回の調査で最大の減少を記録したが、今回のそれでは、ごく緩慢ながら増加していることが

四三、七四二人

	一七一七年六一、一五七世帯
	こ〇二、六七〇人
	一七〇九—一〇年七四、六〇〇世帯
	い水準にとどまった(二・七人)。
めて低	年の間に、世帯数においても、住民数においても、大幅に減少したのみならず、一世帯当りの住民数も、きわめて低
僅か七	カザン県(ニジェゴロドを含む)での調査は、更に一層不満足な結果しかもたらさなかった。この県では、僅か七
	一七一七年一三、七〇〇世帯
	一七一〇年一二、七四一世帯
	一六七八年一三、八六四世帯
	年には、かなりの程度まで回復されている。
七一七	スモレンスク県については、住民数についての資料を欠いているが、一七一〇年の調査で減少した分が、一七一七
	二六八、二一七人
	一七一五—一七年五五、〇四四世帯
	二〇五、二六九人
	一六七八年六〇、六四三世帯
	は大幅な増加を記録した結果、一世帯当りの住民数が三・四人から四・九人へと跳ね上がったのである。(4/s)
住民数	ず、

一六八、七一五人

三一%にも達したのである。(48) アゾフ県では、 カザン県よりも更に著しい世帯数及び住民数の減少が認められた。 即ち前者は二九・五%、 後者は

一七一〇年 ………………………………一八、六五一世帯

七一六—一七年

------一三、一六二世帯

四一、八〇九人

ランドラート調査において僅かに「慰めを与える現象」も、政府の財政的観点からは、「存在し無いも同然」であり、(気) に指摘された世帯の統合であるのか、あるいは別の原因によるのか、にわかに解決し難い問題を含んでいる。 しかし たがって一世帯当りの住民数が著しく上昇したことである。この一世帯当りの住民数の増大をもたらしたものが、先 事実を示した。即ちたとえ世帯数が一六七八年の水準まで回復しなかったにせよ、多くの地方で住民数が増加し、 ことを確認しうる。 以上の断片的資料からでも、 世帯数は、一七一〇年の水準にさえ達しなかったからである。しかしこの調査は、一つの貴重な 我々は、ランドラート 調査が政府にとって、まったく不満足な結果しか与えなかった

一文にもならなかった。けだし、「新しい納税者は、古い世帯のなかに隠され」たからであり、逆に、大多数の 地方(タュ)

での世帯数の減少は、ただちに国庫に打撃を与えたのである。

七一〇年の調査によって明らかにされ、数年後のランドラート調査で追認された、直接税の対

象としての

の著者たちは、いずれも、全く自主的に、あるいは当時のフランスの税制からヒントを得て、「人間」(душа) という とになった。ランドラート調査に併行して、 帯」数の減少という結果に対するピョ ートル政府の不信は、「世帯」に代わる新しい課税単位の発見へ向かわせ 当時政府には幾つかの税制改革案が提出されていたが、これらの改革案 るこ

より根源的な単位に到達したことは、

注目に値する。まず一七一五—一七年のある時期に書(タヒン)

社会学研究 提案した。『新計画』では、まず帝国全体に信頼できる調査官を派遣し、 徴収するために、 増加のための……新計画』 フランス税制の「タイユ」に示唆を得て、「ポゴロフシ(チ)ナ」(поголовшина)、即ち人頭税を (以下『新計画』と略称)の著者は、毎年六○○─七○○万ルーブリの租税を、 住民すべてを一人残らず調査させること (五〇コペイ 滞納

どの間接税の徴収を提案した。 著者は、こうした「卑しい民衆」(простой народ)からの「人間のタイユ」とは別に、 そしてこの結果得られるであろう一二、○○万人から一、五○○万人の納税者に対して、年間半ルーブリ 新しくはなかったが、 彼らは一世帯に二〇人及びそれ以上を」書いている、としてこの調査を批判した。こうした指摘は、 純収入の十分の一の「所得税」、あるいは営業税、醸造所、居酒屋、タバコへの課税、 への報告書のなかで、 の「君主のダーニ」を課すならば、一、二〇〇万人では、六〇〇万ルーブリの歳入を期待できる、 我々はまず注目しておきたい。(53) フ リッポフは、 農民の「逃亡が 現行のランドラート調査においては「郡の調査官は、農民世帯を均等に書き込んでい これらのうち若干は既に存在していたが、『新計画』 ネステロフと同じく農民出身の 〔残りのものの〕税負担を強め、 「利得者」であったが、一 税負担の増加が逃亡を強める」、 の著者の 更に通行税、 貴族、 七一 ーポ 七 市民、 年 I) ア D ? フシ 聖 ク 職 チ 者 セ 更に 3 ナ な

フ 環から抜け出す手段についての彼の提案は、 ポ フの 帯 が 提案は、 いるか……。 の なか の農民を、 現在の課税単位である「世帯」は維持すること、 これによると、 男女の数で登録することが命ぜらる「べきで」あろう。 なんら余計な侮辱も重荷もないであろうし、 新しいものであった。 即ち「我が君主により、 しかしそれは、 子供と老人を除き、 まったく均等であろう」。 いろいろな原因により住民 世帯を登録するも 既述のように目 という悪 世

カゝ

れた

ばならない。

る -。54 干の改善を目指したものであっ ばならない。こうした措置でもって、 旅券制度の導入を提案した。 税することが指示されていたし、 数の不均等が 「税の支払い」のために外出せねばならない時には、領地管理人、 つであった逃亡に対する予防措置である。 子供と老人は、 生じているが故に、それを一定数の男女が住む、いわば 地方によっては、 調査から除かれていた。 即ち農民を、 た。 既に実施されていた。 ペンザ郡のランド 彼の提案のなかで、 時の経過に応じて「農民や兵士の大規模な逃亡や強盗、 許可なしには、 彼は、 フィリッ 共同体の監視の強化、 ラート調査簿は、 例えばアゾフ県では、一世帯を男女八人という計算のもとに課 もう一つの注目すべき点は、 ポフのこの提案は、税の不公平を全く排除しないまでも、 週間といえども、どこへも出してはならず、 僧侶から「外出許可証」(ornyck) 十五歳から六十歳までの一世帯六人の家族を想 「架空の単位」に転化することにあった。 具体的には十人長、百人長の設置と並 税の不公平、 殺害、 過重な負担の を止めさせ を受け 仕事や営業 なけ んで、 若 n

案の著者も、 подать) 著者のように、すべての住民を調査に含めることが、より有利であり、そして彼らに課される「人頭税」(noroлoвная 象は現実にそぐわなくなり、「架空のもの」とならざるを得ないからである。 あるものだけを課税対象とすることを不利益として退けた。けだし、 ことを理由に、 「者不詳のもう一つの提案も、 は 旧 フ 不都合とみなした。 1 来のすべてに取って代わらねばならず、 ı) ッ ポ フ同 様 フ この税制改革を補完するものとして、旅券制度の導入を勧めたことに留意しなけれ だが フィ ポ リッ ジフ同 様、 ポフの提案のように、 世帯税は、 その規模を一人、七五コペイカとしたのである。 課税を免れるために多数の人間が一 時の経過とともに、 世帯から子供と老人を除外して、 この点を考慮した著者は、『新計 調査は、 したがって課税対 世帯に 労働: 更にこの 集住する 能 力

イリッ

格を付与したことである。

即ち一七一七年の秋、

スウェーデンとの北方戦争の終結、そして和平が確かに予期された

てい った。 例示的 のようにして、 この税制改革に踏み切るにあたって、ピョートルは、 なものにすぎず、 連の提案によって示された規模は、 世 帯 税の諸々の欠陥が明らかにされると同時に、それに代わる「人頭税」の思想が練り上げられ その確定のためには、 のちの人頭税の規模に驚くほど近似していたとはいえ、もとより仮 より正確な資料的褒付けを必要とした。そしてより以上に重要な 一連の提案にはまったく欠けていた一つの、新 性

での での ための作業へ移っ だけは、 ち人頭税の採用に踏み切っていなかったにも拘らず、 ピョート 「人間」あるいは の代り他のすべての租税と労働から農民を解放すること、を前提として、一人の兵士、竜騎兵、 歳出の大部分を占める常備軍の維持費の問題に他ならなかった。一七一七年一一月一五 厖大な経費を必要としたのである。そしてピョート この頃から、 戦争は、「著しい程度において、 「給養」 はっきりと認識していたのである。そして「人間」を「より有利」とみたピョ(3) この方針がはっきり示されていた。 が許されるはずもなかった。国内への軍隊の帰還は、その駐屯地への配備とともに、その維持のための ピョートル政府は、 この時点で、 「世帯」 たのは、 が必要か、そしてどちらが「より有利か」、について回答を求めたのである。(S) ほぼ一年後の一七一八年末のことであった。 課税対象として「世帯」と「人間」のいずれを取るか、をまだ決定していなかった、 平時における軍隊の維持という重大な問題に直面した。長期間に及ぶ、おもに国外 ロシアの予算外で軍隊を給養することに慣れさせた」。しかし、 即ちここで彼は、 ルが人頭税に踏み切る時、まず考慮したのがこの問題、 ヨーロッパ 諸国の軍制に倣いそれを陸海軍の維持にあてること 陸海軍の兵士の糧秣を農民に負担させること、 1 |-日付のピョ ル が、 将校にはどの その税額の確定の ートルの元老院 今やこうした形 言い換えると、 即ち国家 そ

Friedrich Ch. Weber, The Present State of Russia. 2 vols. (London, 1722-1723). vol. 1, Ģ

- (~) Милюков. Указ. соч. с. 185
- $(\infty)$  Ключевский. Указ. соч. с. 128.
- (9) 以上は、ミリュコーフの数字によっている (Muлюков. Указ. coч. c. 201-202.)。だが比較の基準となる一六七八年の調 просу об итогах подворной переписи 1678-1679 гг. в Российском государстве. «История СССР», 1960, №. 3, с. 版では、八三三、六〇三世帯に訂正する意向であったことが明らかにされている。このように、いずれの数字を採用するかに Население России при Петре Великом по переписям того времени, т. 1. СПб., 1911. 査については、例えばクリュチェフスキーは『講義』第三巻(一九○六年)では、八八八、○○○世帯を採用したが、その 再 145-147. なお、この他ピョートル時代の人口については次の研究があるが、筆者は参照できなかった。M. B. KJOHKOB よって、増減の%も大きく変化しうる。В. О. Ключевский. Сочинения. т. III. М., 1957. с. 232. Н. М. Шепукова. К во-
- (19) 以下は Милюков. Указ. соч. с. 184-209. による。
- (11) Tam жc. c. 188.「分離派」の集団自殺の行為は、ピョートルの時代よりも、ソフィヤによる迫害の時に、とくに 著しか Исторический очерк по архивным документам. М., 1891. с. 22-37 ヶ々。 Д. И. Сапожников. Самосожжение в Русском расколе (со второй половины XVII в. до конца XVIII в.).
- (2) Милюков. Указ. соч. с. 188-189.
- (3) Там же.
- (4) Там же, с. 189.
- 15 А. Л. Шапиро. Крестьяне. «Очерки истории СССР. первая четверть XVIII в.» М., 1954. с. 164
- (б) Милюков. Указ. соч. с. 203
- (口) Шапиро. Крестьяне, с. 165.
- 18 一七一四年からは一四世帯から一人、三二、○○○人に削減されたのに続いて、一七一八年には「近くの場所から」八、○○○ С. П. Луппов. История строительства Петербурга в первой четверти XVIII века. М-Л., 1957. с. 78-84. だね

- XVIII B. Jl., 1974 も参照。 グの建設は、専ら雇傭労働者によって遂行されたのである。なお Л. Н. Семснова. Рабочие Петербурга в первой половине 人だけが徴用され、残り二四、〇〇〇人については貨幣による代替(一人当り六ルーブリ)が認められた。こうして雇傭労働 力市場の出現、貨幣経済の浸透に伴い、一七二一年には、農民労働力の徴用は全廃された。即ち一七二〇年以降のペテルブル
- (9) もちろん、単純作業に携る労働者だけが要求されたわけではない。大工、石工、レンガエ、鍛冶工、等々の職人が一定期 Монастырские крестьяне России в первой четверти XVIII века. М., 1977. с. 143-144. 求した。即ち毛皮の外套、灰色のカフタン、ズボン、帽子、手袋、などを用意し、もし大工が、それらのすべてを受けなかっ 間、あるいは「永久の居住」に徴用された。例えば、一七〇五年、ヴォロネシの造船所へ一〇〇世帯から一人の大工が「永久 たならば、村はその購入のために三ルーブリを与え、更に一ルーブリの旅費も 負担 せねば ならなかった。 И. А. Булыгин. の居住」のために村々から派遣された。勅令は、彼らが仕事に不可欠な大工道具を持ち、服装がきちんとしていることさえ要
- (20) 北西部のアレクサンドロ・シヴィルスキー修道院の所領では、一六七八年には二〇九世帯であったが、一七〇七年には一 четверти XVIII в. «Из истории феодальной России» сб. ст. Л., 1978. с. 159. 四〇世帯、一七一〇年には九三世帯、と五〇%を越える大幅な減少であったが、その主要な原因は「国家による搾取」であっ  $\mathcal{H}^\circ$  А. М. Шабанова. Государственные повинности частновладельческих крестьян северо-запада России в первой
- (┧) П. А. Колесников. Северная Русь, вып. 2 (Архивные источники по истории Европейского Севера России XVIII в.) Вологда., 1973. с. 22-23
- (22) Tam жe, c. 11.
- (🍳) М. Д. Рабинович. Формирование регулярной армии накануне Северной войны. «Вопросы военной истории России» сб. ст. М., 1969. с. 221-233. Л. Г. Бескровный. Русская армия и флот в XVIII в. (Очерки) М., 1958. с. 22-
- (རན) Хрестоматия по истории СССР. XVIII в. под. ред. Л. Г. Бескровного и Б. Б. Кафенгауза (далее-Хрестома-

- тия.) М., 1963. с. 178-180 (№. 43).
- (성) Бескровный. Указ. соч. с. 25-26.
- (26) Tam жe, c. 27-28. 一七一五年のヤロスラウリ郡の徴兵目録によると、一一○人のうち独身者七三人、男やもめ二人、家 族持ち一七人、不明一八人、であった。B. A. Александров. Сельская община в России (XVII-начало XIX в.) М., 1976. c. 243
- (27) Illanupo. KpecTbянe, c. 164. だが村から徴兵された農民は、大人しく軍隊に入ったわけではなかった。一七○五年一月 前後の脱走兵が発生している。Бескровный. Указ. coq. c. 29-30. 刑、という厳しい処罰を決定した。にも拘らず、脱走兵は絶えることはなかった。一七〇七年一、七五六人の集団のうち 一七 に政府は、逃亡して逮捕した兵士、即ち脱走兵に対して、三人のうち一人をクジにより絞首刑、他の二人は笞打ちののち徴役 一人が逃亡し、一七〇八年には三、六四六人の集団のうち三五六人、八、〇八七人の集団のうち六三三人が逃亡し、たえず一割
- (🛱) А. Г. Маньков. Развитие крепостного права в России во второй половине XVII в. М-Л., 1962. «Дворянство и крепостной строй России XVI-XVIII вв.» сб. ст. М., 1975. сельский. Коллективные дворянские челобитные о сыск беглых крестьян и холопов во второй половине XVII в
- (న) Шапиро. Крестьяне. с. 175-177.
- Хрестоматия, с. 63–64.
- (31) Tam же
- この時期の逃亡問題については、とりあえず、Mahbkob. Vka3. coy. гл. 5.
- (였) Б.Б.Кафенгауз. Финансовая реформа и государственный бюджет. «Очерки исто рии СССР, первая четверть XVIII B. M., 1954. c. 382
- (ᢋ) Ключевский. Сочинения. т. IV. с. 130
- (등) Хрестоматия, с. 64-66.

36

Милюков. Указ. соч. с.

- (3) Tam жe, c. 406-407
- вып. VI. Л., 1974. с. 177-178 Мирские челобитные монастырских крестьян первой половины ХУПП в. «Вспомогательные дисциплины истории» 民が、実際の世帯数に応じて支払うために闘ったことを指摘している。Weber, op. cit., vol. 1. pp. 70-71. A. 弟たちの例にならい、自分の住居から森林(分離派の隠れ家……引用者)へ逃亡するのである」。ラースキンは、この時期の農 彼らは一般に、まったく痩せた自分の土地に肥料を施すことのできない状態にあり、そしてツァーの租税の総額を、 (Tam жe, c. 404-405.)。国庫にとって、課税と逃亡の問題は、云うまでもなく不可分な関係にあったが、事情は、 民嘆願書のなかの「空き屋を点検するよう」、「空き屋からの堪え難い支払いを取り除くよう」、という要求に注目し、当時の農 した。「……しかし、こうした逃亡によって最も被害を蒙るのは、彼の隣人たちである。なぜなら、容易に想像がつくように、 住民数に不足がないように、補って完全にしなければならない。ついに、まったく破産状態になる経過をたどった彼らは、兄 っても同じであった。逃亡は、残された農民に負担を加重しただけであった。この点について、ヴェーバーは次のように指摘 課税忌避・不正だけを世帯数の減少の原因とみたのではなく、政府は逃亡民 や浮 浪民の 捜索に も、重点を 置いてい 農民にと た
- тей, посвященого В. О. Ключевскому» М., 1909. с. 547-555 この調査の経緯については、 М. Клочков. Очерки истории ландратской переписи (1715-1721 гг.) «Сборник ста-
- ) Weber, op. cit., p. 62
- 指摘される。E. 数であったのに較べて、今回の調査が男女住民の年齢と簡単な性格付け(身体的障害、未婚・既婚の別、 ことにより、世帯の現実の労働力を確定する可能性を与えていること、一七一〇年の調査との比較が行なわれていること、が ランドラート調査のメリットとしては、一六七八年の調査が世帯数と男子住民数、一七一〇年の調査が世帯数と男女住民 Н. Бакланова. Крестьянский двор и община на русском Севере. Л., 1976. с. 14-15 など)を加えている
- 但し、以下の数字は、県全体のそれではなく、比較可能なその一部分の数字である。

- 43 Милюков. Указ. соч. с. 408-409.
- 44 Там же, с. 409.
- 45 Там же, с. 409-410.
- 47 46 Там же, с. 411. Там же, с. 410-411.
- 48 Там же, с. 412

XVIII B. M., 1974. r.n. IV. XVIII в. «История СССР» 1971. №. 4, его же. Помещичьи крестьяне в России. феодальная рента в XVII-начале など幾つもの個別的報告がある。 Ю. А. Тихонов. Крестьянское хозяйство центральной России первой четверти りの住民数については、「五人から一一人が典型的」であり「平均八・三人(男子四・三人)であったカシール郡のある所領、 代の上昇、小所領体制、という「農民経営と領主経営の生産関係」に求めた。(Baknahoba, Vka3, cou, c. 16-17.) 一世帯当 ヴォログダ郡の世俗領農民のもとでの一世帯当りの住民数の増加(三人→四人の男子)の原因は、一七世紀を通しての封建地 バクラノワの最近の地域史研究は、国家による租税の負担を軽減するための世帯の統合、という従来の説明を批判して、

- 50 Милюков. Указ. соч. с. 413
- 51 Там же.
- 以下は Tam жe, c. 414-419. に依る。

52

- 53 Там же, с. 414-416
- 54 Там же, с. 416-418
- 55 Там же, с. 418-419.
- 57 Там же, с. 419

56

Там же, с. 472

58

Tam we. ここでヨーロッパ、とりわけスウェーデンの諸制度のピョートルによる借用、即ち西欧化の問題につい

「とくに入念に」スウェーデンの国制を研究し、利用した理由として、「比較的若い絶対主義国家」としての二国間の社会、経 (Bon. McT) 1977. No. 2. c. 70-71. Claes Peterson, Peter the Great's Administrative and Judicial Reforms: Swedish льзовании опыта Швеции при проведении административных реформ в России в первой четверти XVIII века 済及び政治的発展の類似、「国家の強化において大きな成功をおさめた北の隣人」へのピョートルの注目、を挙げている。な 通性もなかった (Borocлoвский. Указ. coy. c. 30-31, 325)。これに対してソ連の歴史家、例えばトロイツキーは、政府が 当て嵌るが、ピョートルは、軍の宿営についての思想を借りてきただけで、その詳細には、スウェーデンのモデルとの何の共 て長期に及ぶ北方戦争を介してロシアに最も良く知られたもの、として借用されたのである。これは、軍制の借用についても いて最良のもの――スウェーデンの全盛を可能にした――、自然及び生活環境においてロシアにはより近付き易いもの、そし スウェーデンの行政機構の借用は、「偶然ではなく、自覚的であった」。けだしスウェーデンのそれは、当時のヨーロッパに 順応によって、オリジナルから遠く離れたのである (Tam жe, c. 480-481)。他方、ボゴスロフスキーは、ピョートルによる と答えた。改革は「オリジナルへのほとんど奴隷的模倣」から出発したが、それ故に不可能となった。即ちロシアの現実への あったか?」という設問に対してミリュコーフは、「その出発点においては、然りである。その実施においては、否である」、 リュコーフ、ボゴスロフスキーの見解を紹介しておこう。ピョートルの行財政改革(軍制改革も含む)は「借用されたもので Antecedents and the Process of Reception. Stockholm, 1979 お、この問題については、最近スウェーデンの歴史家によって意欲的な研究が発表されている。 С. М. Троицкий, Об испо-

## 三 人頭税の導入過程(その一)

七一八年一一月二六日、ピョートルは、新しい人口調査に関する次のような著名な勅令を布告した。「すべての 申告書(cxa3xa)をとり(一年の期間を与える)、何村の何某のところに何人の男子がいるか、真実を上申せ

申告書には、

うより、むしろ性急なこの指示は、 むべし。その際、 誰かを隠匿するものは、それを知らせる者に与えられることを、 翌年一月二二日付の元老院勅令によって、その具体的内容を獲得した。それは、(欧) 彼らに布告すべし」。簡潔とい(55)

次の三点に要約できる。

- と僕婢 郷土、 村で申告書をとること、その際、 なければならない。 タタール人、 全国の御料地と国有地、 (деловые люди)、であり、これらの男子の名前を、老人から赤子まで含めて年齢とともに調査すること、 ヤサーク納付人も同様である。 対象は、郷、村、部落の農民とボブィリ、「自分の土地を持つ」屋敷奉公人(задворные люди) 聖界所領 過去並びに最近の調査を考慮することなく、また一切の隠匿なく、 (総主教、 府主教、 修道院、 教会の所領)及び世俗領 (封地と世襲領) 正しい調査をし の村
- 男子(子供、孫、 と選抜民が、それにあたる。 世俗領については、 御料地、 領地管理人、 国有地、及び聖界所領については、 親戚)について申告書を提出し、 規模の大小に拘らず、領主自ら申告書をとること。 村長そして選抜農民に、それが委ねられる。郷士(однодворцы)は、 タタール人とヤサーク納付人については、各々の郷、 所領を預る領地管理 但し、 人が、 村長、 勤務のため村に不在の領主の所領につ 選抜農民とともに申告書をとり、 自ら彼及び一緒に住 部落の村長

こうして、 場合には、 すべての県で、 厳罰に処せられる。即ち領主は、隠匿した者の二倍を没収され、領地管理人などは容赦なく死刑にされ 真実が記入され、 いかなる延期もなく、今年、 いかなる隠匿もないことの確認のために、署名される。 即ち一七一九年のうちに調査を終え、 聖ペテルブルグのB もし不正が発見され

H・ゾートフ長官のもとへ申告書を送付すること。 (g) ·調査は、こうして農村人口の調査として開始され、 しかも一年足らずの間に完了すべきとされた。 しかし厳罰

社会学研究 21 られてきた僅 隠匿が生じうる。 たに次の課題を付け加えた。即ち「……現在の調査には、農民だけを書き、僕婢や他のものを書いていない。 でもって威嚇したこの指令は、その年だけで四度繰返されたにも拘らず、「申告書は、どこからも送られてこず、送 |かのものは、不満足に作成されていた」。 このため領主には、 自分の召使(служащие)をすべて——呼び名はどうあろうと—— 翌一七二〇年一月五日、 ピョートルは、 人口調査に関 調査にあたっ して新 そこに また

僧侶と書記を除く教会使用人(причетники)を書くよう、勅令によって確認すべし」。この勅令から、(ভ は厖大な隠匿が気付かれたのである。こうして一七一九年初めに開始された人口調査は、二年後の一七二一年に入っ(8) 緩慢な進行ぶりであった。 けを確認しておこう。 店 商工地区住民と雑階級人 の大きな原因となった。一七二〇年一月の農村の館のホロープに続いて、一七二一年二月二八日付の勅令は、 として開始されたこの調査が、 ては後の検討に委ね、 て既に予想されていた隠匿が、農民を僕婢と偽るという形で展開していた事実を知ることができるが、この点につい 一番頭、 所期の目標を達成することができなかったばかりか、まったく不正確なものであった。 雇われ店主、 ここでは、 緊縛された及び雇傭の人々」のみならず、納税額まで調査を指示された。(6) しかしながら半年後はおろか、一七二〇年の末になっても、調査は完了から程遠く、相変らず (разночинцы) しかもゾートフの官房へ送付されてきた申告書のほとんどが役立たないこと、即ちそこに しだいにすべての担税住民の調査へと性格を変更していったことも、 調査に新たな項目が加えられたこと、そして更に半年間の猶予が与えられたことだ を調査に含めることを指示した。彼らについては、同居の 更に、 「子供、 調査作業 農村人口 親 の遅れ の 調

(四、を参照) 九一二一年の調査資料の点検、 |査の遅延そして不正に業を煮やした政府は、 のように、各県に配備予定の軍隊の参謀将校(обер-офицер)九名に対して、()現存住民の集計と一七 臼その際判明した「書き漏らされた及び隠匿された人々」(прописные и утайные 一七二一年五月、 調査 への軍隊の投入という措置 移 った。 後述 も主要なものが、政府自ら予想していた「人間の隠匿」であったことに疑いはない。

七世紀の一連の調査にもたえず付きまとった。

したがって、

今回の調査

一の開始に

調査のさいの隠匿は、

政府は、

領主及び領地管理人、村長、

のではなく、

はなかった。一七二三年末には終了の指示は、 軍の大規模な投入であった。一七二三年のニジェゴロド県には、 以外の人間は、 はじめて、大きな成果を挙げることができたが、しかし、これさえ政府が期待したような敏速さで進められたわけで て民衆の調査に従事している」と報告した。ピ『ートルの着手した人口調査は、こうして軍人調査官の投入によって(ミロ) こうした「申告書以外の」人間であった。こうして、僅か数ヵ月間で、一○%をこえる人間が新たに発見されたのだ 担税住民についての調査、 政府の判断があった。(&) した仕事で暮しをたてているものの調査、逃亡民や、とりわけ逃亡した兵士・水兵の捜索、等々が指示されたので 翌年も翌々年も続けられた軍人による調査は、更に一、一二三、〇五六人を掘り起こし、この結果、最初 一七二一年末、六県の調査では三、〇三六、九〇六人が計上されたが、うち四五二、四四四人、即ち約一五% について、領主、領地管理人、村長、選抜農民に対する審理・処罰、三一七二一年の申告書提出後に到着した ほとんど五年以上にも及んだ人口調査の緩慢さについては、 一、五七五、五〇〇人、即ち三七・八%にも達したのである。そして、こうした成果を可能にしたのが、(6) 軍隊の投入なしには、短期間に「人間の証明 フランス総督カンプレドンは、同年、自国政府に宛てて、「「ロシアの」 軍の司令官は、ほとんどすべ 事実、軍人調査官による調査は、 また、御者、「所在のない、解職中の」聖職者、 結局失敗し、一七二四年三月にまで延期されたのである。(タイ) 厖大な数にのぼる「申告書以外の」人間を、 (CBHДeTeJIbCTBO)」を終えることはできない、という 五四人の将校と二〇七人の部下が派遣され、 幾つかの理由を挙げることができる。 工場や渡し場の労働者、そして他のそう 新たに掘り起し Ö 調 申 かゝ

と偽証して申告書に含めない領主の隠匿行為が、一七二〇年一月の勅令の直接的契機であった。また領主は、(マス) 示した。しかしながら、現実にはさまざまな手段による隠匿が広汎に展開された。既に指摘したように、農民を僕婢(7) またのちに投入された軍人調査官に対しても、 隠匿者に対して寛大な措置をとることのないよう、 調査

を占めたのである。(で) 村長は、「貧困のため、貢租をより少なく納めるために、ミール全体の助言で、人間を隠した」ことを認めた。こう(スス) である。他方、農民は、「人間の隠匿」をミールで正式に取り決めた。一七二一年、ペレヤスラヴリ郡のある所領(タヒ) さい一時的に、農民を他の部落に派遣したり、森のなかへ文字通り隠した。時には、国境の外へ連れ出しさえしたの した領主、農民独自の、あるいは両者一体となっての隠匿は、個々の地域ではかなり相違があるものの、大きな比重 の

二二年の軍人調査官への訓令では、笞刑と鼻削ぎ、翌年一一月五日付の勅令では、領地管理人は死刑、 **かである。**, する処罰であるが、領主の指示による隠匿に対しては、彼らは、書面上の証拠を提出するなら、 民には笞刑及び一〇ルーブリの罰金、とされている。以上は云うまでもなく、自己のイニシアティヴによる隠匿に対 他方、領地管理人と村長、選抜農民に対しては、一七一九年一月の勅令では「容赦なく死刑」、と威嚇したが、一七 隠匿された人間のみつかった村全体を没収し、調査官に与えることにより、調査活動を促進させ、更に一七二三年一 月五日付の勅令では、罪を犯した領主の全所領を没収すると共に、徴役刑に処する、と大幅に強化したのである。(行) .し一七一九年一月の勅令では、隠匿数の二倍の没収へ強化された。ついで一七二二年の軍人調査官への訓令では、 こうした隠匿に平行して、それに対する処罰も、たえず変更され、その度ごとに厳しさを増した。既述のように、 ートルの最初の勅令では、領主による隠匿に対しては、隠匿数だけを没収し、密告者に与えるとされていた。し 郷士については、 一七一九年の勅令は、 他とは異なる特別の規定をした。 即ち、 郷士による隠匿に対して それから解放された 村長と選抜農

の決定を下し、

元老院へ報告した。これに対して元老院は、

この処分に満足せず、

僧侶に対してはより大きな

集会に参加したものから九名を鼻削ぎ、

既述のように、

て外国人は、 信仰への洗礼を要求された。 二三年 は笞刑、 カザ 及び兵士の徴用が指示された。 隠匿に対して笞刑か洗礼か、 カ 郡 の二つの郷の百人長、 そして今後罪を犯した外国人は、 一方、 村長、 の二者択一を迫られたのである。 外国人=異教徒にも ヤサー ク納付の チェ もし洗礼を望むならば、 レミス人は、 「オリジナル 隠匿に対して、 な刑罰」 刑罰 が規定された。 から解放され 刑罰の代りに正教会 例えば

たもの ては審理しない、という見解が出された。 即ち「意図しないで、 月五 が 以上のような各階層における意識的な隠匿、 増加している」という報告に接して、 村長も同じく、 一日付の勅令は、 刑 罰からの完全な解放、 罰金刑に処することを規定した。 不注意のため申告書に書き落した人間に対して、領主は一人当り一〇ルーブリの罰金、 失忘のため」調査から落ちた場合である。 あるいはその罰金を減額する措置がとられたのである。(8) しかし、これは厳罰を主張する反対意見の前でつぶされた。 政府の一部から、 法の違反と並んで、 だが、 全体の一〇%以上の隠匿だけを審理し、 隠匿した人=書き漏らした人につい これに対しては、「少しの脱漏のため、 調査官は偶然の脱漏 (прописка) て自発的 それ以下につ に 一七二三年一 8 到る所 直 に届 面 領地 け 出 管

この 止めた調査官は、 般の裁判、 ) 隠匿 を獲得した。 たえず刑吏が同行したのであ が、 村の集会の取り決めによっ 警察は、 この僧侶を勅令を軽視する者、 例えば、 軍人調査官には当初から、 人口調査に関連する法の違反についての審理、 ヴ 、 オ ロ ネシ郡のある村では、 ń 全国各地で拷問室が、 て行なわれたこと、 調査の点検・修正と並んで、 煽動者として死刑、 軍人による調査の点検のさい、一一人の隠匿が発見され そして僧侶の指導のもとで誓約されていること、 強力に作動したのである。 処分の仕事から除外されていた。(8) 隠匿に対する審理そして処罰も こうして調 查 は 軍 凄惨 委ね 人調 を突き 査官に な性

そ

たのである。 苦しみを伴う処刑、 即ち「断頭ではなく、 車輪に括りつけ、 四つ裂きにすべし」、残りのうち三人も死刑、 を指示し

問をうけ、 校が多数の竜騎兵と兵士を伴って、郡の領主の館へ何度る派遣され、日夜、しばしば士族やその妻を捕えて、 派遣された 元老院が、 厳しい監視のもとで兵舎に留置された。 衛のもとで兵舎に留置した。 の八月、地方長官(воевода) 長官の報告によると、こうした結果、一一人の士族が拷問と笞刑をうけ、うち一人が死亡した。また兵舎に留置され もたらし、 舎に留置され、 人以上が 一○六通もの嘆願書が提出された。 一七二二年にヴェ (陸軍大佐=調査官…引用者)の所へ、即ちルキやトロペッツの町へ彼らの馬で連れ去り、そして長い間、 ルツキー 自分の館を出ていった」。 拷問 多くの人々が窮屈さと厳しい拷問のため、士族も、 地方長官に対して更に詳しい証拠を求めたところ、軍隊による調査によって被害を蒙っ 領主を異常な監視のもとにおいた。この恐怖と悪口(pyranue)のため、 「少尉 地方の住民は、 をうけた。 病身に厳しい拷問をうけ、 (подпоручик) と 大尉(капитан)は、竜騎兵と兵士を伴い、領主の村々に大きな損害と零落 リコルツキー地方で行なわれた調査は、 兵舎には、 大きな恐怖に陥ち入り、 またホロープや農民が一〇〇人、二〇〇人、三〇〇人と捕えられ、夏の暑い は、 また、 次のような報告を元老院へ送った。「ある地方では、……大きな被害が生じた。将 士族とその妻、 A ある領主は地方長官に次のように嘆願した。ルキで捕われた彼は「何 ・チェリシチェフの所領の村長は、 監視下にある多くの士族は、拷問をうけた。また多数のホロー 町の広場で容赦なく笞打たれた。〔彼と〕一緒に、 ホロープ、農民が三○○人、監視づきで留置されている」。 あえて嘆願し、 更に具体的にこの調査の模様を伝えている。 ホロープも、農民も、 密告することもできない」。 次のように述べている。 領主の妻は、 間もなく死亡した……」。「ヴェ 士族や他 報告を受け取った 家財をすべて残 ストゴ た各地の農民 の人 プと農民も拷 時期、 即ちこの ァ大佐 日 厳 **4** スト 間 重 地方 な護 三〇 も兵 毎日 から か

わせた。

これは一七世紀以来の不変の原則であり、

まず逃亡農民についての従来の法は、

彼らを元の所有主に返すと共に、

この上で更に、逃亡民の採用に対する罰金刑が強化され

その送還の義務を逃亡民の受け入

したのであり、 また隠匿の罰を犯した若干の領主とその妻を監視下においたこと、この地方で隠匿の疑いのある者は三三八人にのぼ 答して、こうした非難を突っぱねた。 ていた七人の士族のうち、一人が窮屈さの故に死亡した。 捕えた者のうち九人が、実際に死亡したことを認めた。 他方、ストゴフ大佐は、課された仕事を指示通り行っただけであり、 第屈さや拷問のためではない、と譲らなかったのである。 (3) 即ち彼は、 領主のホロ 七一人のホロープと農民は、 しかし、それは ープと農民を、いろいろな時期に一○○人だけ留置 「神の意志により、 何らの被害を生ぜしめていない、 拷問と笞刑 自分の病気で」死亡 の結果 二 〇 人 ع ©

確立されてい く緩慢にした理由は、 たのをはじめ、 しながら、「人間の隠匿」に直面した政府は、一年後には早くも、 を列挙した。換言すると、この最初の勅令では、自立的経営を持つ農村住民だけを調査の対象としたのである。 ように、一七一九年一月の元老院勅令は、 対する審理・処罰であったとするならば、もう一つの原因は、調査対象たる担税住民のもつ雑多さに 国家領域内に居住するすべての人々が調査の対象となったのであり、調査の点検にあたった軍人調査官は、 七一九年に始まる人口調 ホロープのうち「自分の土地を持つ」屋敷奉公人と僕婢、そして郷士、タタール人、 たカテゴリー以外の、多数の、予期しえない社会集団に出会わねばならなか 商工地区民や ここにもあったのだが、以下ではこうした問題について若干述べておくことにしたい。 「雑階級人」、各種の労働者に至るまで調査の手を拡げていった。こうした結果、 査の作業を大幅に遅らせた一つの主要な原因が、 調査の対象となる社会層として、御料地と国有地、 領主の館に仕える召使や教会使用人を調 以上のような「人間の隠匿」とそれ っ たのである。 ヤサーク納 聖俗所領の農民とボ 付 調査 の外国人、 査に 公的に 当時 含め しか

負

たので

る。

例えば一七二一年には、

逃亡民を一一一・五年の間

に送還することを再度指示し、これに違反した領主は、

社会学研究 して男一〇〇ルーブリ、 労働と六○ルーブリの居住料の罰金に処せられた。 ではなかった。 は、こうした個々の逃亡農民に加えて、 こうした場合には、 女五○ルーブリの罰金の徴収を指示したのである。人口調査 先の原則の無条件性は、大きな変更を余儀なくされたのである。 村の半数、 あるいは村全体が逃亡民である、 更にその後も逃亡民の受け入れを続ける者には、 という事態に出会うことも、 のため地方に派遣された調 一人の農民に対 即ち村全体、 査 稀

逃亡民についての如何なる訴えも受理されないこと、 期限が過ぎても逃亡民の件は、 三分の一以下の場合には、従来通り送還の対象となった。御料地、 るいは半分、三分の一が逃亡民から構成されている場合、こうした逃亡民は、彼らの隠匿者に与えられることになり、 を意味する勅令が布告された。 が許された。 し逃亡後も同じ郷に住んでいるもの、 以上について、送還の期限は、一七二三年七月一日と定められたが、これまでもそうであったように、 即ち、 まったく片付かなかった。そして同年一一月二三日には、 即ち所有主を変えず、居住地だけを変えたものについては、 農民は調査時に居住していた領主に登録されること、そして調査完了の後には、 である。これによって従来の、 国有地の逃亡農民についても同様であったが、 農民緊縛を証明する基礎となっ 逃亡民に関して決定的転換 逃亡先に留ること 但

の 他方で土地を持たず、 きわめて曖昧であった。 た諸文書は効力を失い、代って人口調査簿が唯一の緊縛文書となったのである。(8) (自分の土地を持つ)」を調査に含めるよう指示された。 耕作、 次にホ 等々にあたった。 プについては、 召使(ABOPOBME)として主人の館に住み、主人への奉公、 即ち彼らは、 勅令は、このことに配慮し、前者だけを調査に含め、 既に何度か指摘されたように、一七一九年一月の勅令によって「屋敷 一方では屋敷奉公人のように農民に近く、 しかしこの括弧の但し書が示しているように、 後者をそれから除外したのである。 土地を持って自己経営を行っていた。 手工業・ 小営業 奉公人 の 従 僕婢の概念は、 事 及 直 Ų, 僕

にピリオドを打っ 結び目」を断ったこの勅令こそが、 ようと、 を調査に含めることを指示した勅令が布告された。 (一七二二年六月一日付勅令)。 貨幣あるいは穀物の給付を受けるもの」だけが、 告書の提出のさい農民及び屋敷奉公人を、 ところが 「真の召使」と一緒に農民を含める行為は止まなかったからである。 何に従事していようとに拘らず、 む 一年後、 1 プ た Ľ° にのである。 3 より正確には「ペテルブルグ、 1 ١ ル しかしこの指示も、 は はやくも後者をも調査 古ルーシにおける特殊な法身分として重要な位置を占めてきたホ 国家の税負担において農民と対等とされた。そしてこの 館に仕える召使と偽証する不正が、 決して完全ではなかった。「召使」の概念が明確でない以上、領主が 調査から、 ホロープは、これによって、まったく例外なく、 モスクワ、その他の都市の へ加えるよう指示せねばならなかった。 したがって課税対象から除かれることになったのである かくて一七二三年一月一九日、「すべての召使」 明らかにされたからである。 (主人の) 館に住み、 けだし、 ⊓ ⊐" どこに住 □ 土地を耕さず、 1 ル アディ ヮ゚ こうして ス オ んでい ス 申

対しては、 象とされ、 られねばならない、 僧侶と書記 禱書の朗読、 「教会使用人」であった。更に翌年七月、教会構成員の子供は、すべて調査に含めるよう指示された。(※) 七二〇年一月の勅令は、 宗務院の抵抗によって若干の変更がなされた。即ち、教会使用人が課税から解放されると共に、 浮浪民とならないために職業選択の可能性が与えられた。 の子供 彼らは教会のある村の領主の従属下にお 聖歌の唱和、 は課税を免除され、今後は彼らの子供のなかから教会使用人が任命され、 とされた。 及び一般にあらゆる教会礼拝への参加や教会の(清掃などの)下働きにあたっていたの 朩 しかし定員外の聖職者の子供、 □ ープと並んで「僧侶と書記をのぞく教会使用人」を調査に含めるよう指示した。 かれることになった。こうした定員外の使用人、 また余分な教会使用人とその子供についても、 即ち商工地区で手工業者として、 僧侶と書記 聖職 だが一七二二年 私領主の、 聖職者 の空席 者 の子供に 即ち 埋

あ

21 査は、 る ۲, は 国有 教会に関しては、定員以外の要素を含めることで満足せねばならなか 地や教会の農民として、 また府主教や修道院の召使として、仕事につくことが許された。こうして人口 で。 た。

「この世の虚しさの故、 気儘な暮しによって、自由を愛好する不自由なエレメントを惹きつけた」ヴォルガ河流域諸都市での調査が、(%) 動脈 分布し、 困難をきわめたか、については多言を要さないであろう。 の多くは、 に含めるか否か、 主人の死によって解放された債務奴隷。 〇〇〇一三、〇〇〇のアストラハンでは、 とくに目覚しく、こうした都市での商業、 上流のニジニ・ノヴゴロド、 一七世紀初頭にはロシア最大の労働力市場であったが、この傾向は、 ニ・ノヴゴ 以上のような、 南部のアスト ヴ いぜん自由な移転の権利を行使していた「折半小作人(nonoBhuku)」。 オ 契約なしで「週雇いや日雇いで働いていたから、 p ガ河の沿岸諸都市に賃稼ぎを求めてやってきた雑多な人々であった。 ۲ ۲ いわば普遍的な住民カテゴリーの他、 は 調査官の判断が求められたのである。そして、調査官をより一層奔走させたのが、(8) ラハン県で古くから商業を営んでいるアルメニア人、インド人。こうした各々の住民について調 「ラスコールの巣館」となったが、こうした隠修所を突き止めることはまだしも、 森の奥深い分離派の隠修所に隠れていた一定数の住民」(※)(※) コストロマ、 ほとんど不可能であったのである。(ダ) ポーランド移民や、スウェーデンとの国境に住むルター派信仰のラプランド 一七二四年に「最低二、七〇四人」の雇傭労働者が働いていた。だが労働者 中流のカザン、 小営業、河川運送業の発展は、多数の雇傭労働者を惹きつけた。 国家は多様な「社会的粒子」をかかえていた。 シンビルスク、 ニジェゴロド 実際には、それをはるかに上回っ 一世紀後には確固たる基盤を作り上げていた。 地方で、もう一つ注意して 下流のアストラハン、等々の都市の発展は である。 自分の出自を覚えていない自由人や、 ヴォル 分離派運動の ガ河流域の諸都市は、 たはずである」。「その お ロシア商業の大 発 き 北部 その調査に至 た 生 で中 以 世帯数二、 しょ の は 既に カュ

ては、

軍人調査官といえども、

=

に

調

彼らの申告書には、 府は、ここでも現実を重視する態度をとった。一七二二年三月の勅令によると「……工場から労働者を、 工場閑鎖の事態を招くことは、容易に予測できた。したがって、工業の発展・拡充に利害を持っていたピ『 れ て送り帰してはならない。 てい 八世紀初頭のロシアは、 「連隊の貨幣 た。 だが、 彼らの多くが逃亡民であったから、もし人口調査が彼らを元の職業・場所への送還を命ずるならば、 (人頭税:引用者)、また自分の領主にあらゆる貢租を従来通り納める」条件で、工場に登録された。 名前と年齢のほかに、 工場が空にならないため、営業が止まることのないため」、と指示された。そして労働者 既に各分野で少なからぬ「工業的企業」を有しており、そこでは多くの労働者が雇 身分と住所、工場、 営業、 あるいは船の所有主、が記入された。 強制によっ ١ ル政

ることも望まなかった」のである。 広汎なカテゴ を喪失した。 査は、ある社会集団の全体の運命を決定する役割を果した。かつての自由人は、 離 と競合することによって彼らの担税能力を低下させていた人々(勤務人、農民)を、商工地区から追放した。 1 人口調査は、 が的確に指摘したように、 各地で農民として、あるいは雇傭労働者として働いていた農民を従来の居住地へ送還した。また、商工地区民 逆に、 以上の若干の例からも明らかなように、担税住民の単なる登録ではなかった。それは、在所を不法に 1 に振り当てるために、 強制手段によって隷属下にあった人々を解放したのである。 当時の社会における「あらゆる多様な、時にこの社会の小さな構成諸要素を、 再検討した」。 即ち「勤務と納税」であり、 こうして人口調査は、 調査に含められることにより、 改革は「いかなる中間を考慮 ⊐`` ス 更に調 自由 フ す ・ス

- (5) Хрестоматия, с. 66-67
- (⊗) Tam жe, c. 68-69
- 61 Tam we. 但し、一七一九年にペテルブルグ在住の領主は、 自ら提出しなければならない。Богословский. Указ.

Ö

327

- 62 Милюков. Указ. соч. с. 473-474. Богословский. Указ. соч. с.
- 63 Хрестоматия, с. 69
- 64 Богословский. Указ. соч. с. 327. その規模については、後に言及する。
- 65 рвой четверти XVIII в. «Проблемы источковедения» т. XI. М., 1963. с. 270. М. Я. Волков. Материалы первой ревизии как источник по истории торговли и промышленности России пе-
- 66 訓令(一七二二年二月五日付)の全文は、Памятники истории крестьян XIV-XIXBB. М., 1910. c. 99-107. (№. 68). 参照。 ヴォルコフが任命された。任命のさいの訓令には彼らによって行なわれるべき調査の指針が示された。チェルヌィシェフへの 県)、チェルヌイシェフ(ベテルブルグ県)、レヴァシェフ(キーエフ県)、ミヤキニン(アゾフ県)、ヴェリャミノフ(リガ= ア県)、が任命された。だがモスクワ県で調査にあたったのはチェルヌィシェフだけであり、ペテルブルグ県には、彼に代って スモレンスク県)、チェキン (アルハンゲロゴロド県)、サルトゥイコフ (ニジェゴロド県)、ソルンツェフェザセキン (シベリ Богословский. Указ. соч. с. 328-329. ユスポフ、ヴォルコフ (モスクワ県)、メングデン (カザン県、アストラハン
- 67 Богословский. Указ. соч. с. 329

Милюков. Указ. соч. с. 474-475. Богословский. Указ. соч. с. 345

- 69 68
- こうした軍の大規模な投入に対しては軍部の不満が生じた。Tam жe, c. 329-330
- 70 Там же, с. 331
- 71 Я. Е. Водарский. Население России в конце XVII-начале XVIII века. М., 1977. с. 49-50.
- 72 Богословский. Указ. соч. с. 343-344
- 73 注 (63) を参照
- 74 Богословский. Указ. соч. с.
- Там же

- %と指摘した。Милюков. Указ. соч. с. 474. Богословский. Указ. соч. с. 345. のように、ミリュコーフは約一五%(一七二一年末)、としているが、ボゴスロフスキーは、その後の発見を含めて三七・八 メーンシコフ公の大所領ラネンブルグ(二、七○○人)は、全体が調査からはずされた。なお隠匿の規模について、既述
- 77 Богословский. Указ. соч. с. 347.
- <del>78</del> Там же, с. 348.
- 79 Там же.
- 80 Там же, с. 348-349.
- 82 81 Там же, о. 351 Там же, с. 350.

Там же

らによって引かれた数字は、修正が最初の申告書で書き濡らした人々を見つけ出した方法と手段について、明瞭に証明してい Tam жe, c. 351-352. 「もし真理が、地方長官の証言と調査官の回答の中間にではなく、完全に後者にあるとしても、彼

る」。(Tam жe, c. 352)

- (85) Tam жe, c. 333-334. Illanupo. Kpecтьяне. c. 176. |七二○—二五年に、逃亡民の捜索に関する勅令は三○にのぼっ Маньков. Крепостное право и дворянство в проекте Уложения 1720-1725 гг. «Дворянство и крепостное строй» половине XVIIIв. «К вопросу о первоначальном накоплении в России (XVII-XVIII вв.)» сб. ст. М., 1958 А. Г. た。それは先行の二○年間の、ほとんど二倍であった。なお E. M. 3ao3epcKan. Бегство и отход крестьян в первой
- 87 (86) Borocлoвский. Указ. cou. c. 337,石戸谷重郎『ロシアのホロープ』(大明堂、一九八○年)、終章。 ホローブ制度の廃止については、帝政期のクリュチェフスキーの論文(一八八五年)以来、ほとんど扱われてこなかった。

ローブ制の廃止の直接的契機は、既に指摘したように、農民の隠匿を阻むことにあったが、クリュチェフスキーは、こうし

- れに対して、ごく最近、アニーシモフは、土地と経営を持った、したがって農民に近いホロープは約一〇%程度であって、人 た法的な同一化の裏には、ホロープの「農民化」(OKPeCTbЯHИBaHNe) という経済的な要因があったことを示したのである。
- В. О. Ключевский. Подушная подать и отмена холопства в России. ero «Сочинения» т. VII. М., 1959, с. 318-402. 頭税の導入の時点において、ホロープと農民の間には「本質的な経済的差異」が残されていたことを、具体的に検証した。
- следняя страница истории холопства в России) «История СССР» 1979, №. 5. с. 35-51. В. Анисимов. Изменения в социальной структуре русского общества в конце XVII-начале XVIII века. (По-
- $(\mathscr{Z})$  Полный православный богословский энциклопедический словарь. СПб., 1913. т. II, с. 1913
- (♡) Богословский. Указ. соч. с. 337–338. Н. Д. Зольникова. Сословные проблемы во взаимоотношениях церкви
- 90 Богословский. Указ. соч с. 334-336

и государства в Сибири (XVIII в.) Новосибирск., 1981. с. 27-31.

- 91 CCCP» 1965, No. 1, c. 77-78. Н. Б. Голикова. Из истории формирования кадров наемных работников в первой четверти XVIIIв. «История
- (영) Богословский. Указ. соч. с. 342-343
- 93 Там же
- いてみられた。(Tam жe, c. 66) 畳逃亡の開始と頂点の時期と、分離派の運動の開始と発展の時期との年代的一致」は、どこよりも著しく、ニジェゴロドにお ヴゴロドは、同時に逃亡農民、ホローブの集中地点であり、一七世紀後半には、捜索隊が、しばしば派遣された。農民の「大 Л. Е. Анкудинова. Социальный состав первых раскольников. «Вестник ЛГУ» 1956. №. 14, с. 65. ニジニ・ノ
- 95 この点については、一七三頁以下参照
- 96 Спиридонова. Экономическая политика и экономические взгляды Петра I. М., 1952. с. 114-145. を参照。 Шапиро. Крестьяне. с. 177. Волков. Указ. соч. с. 291-292. ピョートル時代の工場労働力の問題については、Е. Ħ

97 1960 r.)) M., 1961. T. Esper. The Odnodvortsy and the Russian Nobility. Slavonic and East European Review. vol ロネジの両県に住んでいた。 と同様に軍隊での勤務を義務づけたのである。人口調査では三八○、○○○人余りが登録されたが、大多数はキーエフ、ヴォ ゴリーがある。ピョートルは、既述のようにこの階層に対しても農民と同じく人頭税を賦課したのだが、同時に彼らは、士族 Богословский. Указ. соч. с. 339. Н. К. Ткарев. Из истории однодворцев в XVIII в. «Археографический Ежегодник за 勤務と納税との中間的位置を占めることになったユニークな例として、郷士の カテ

## 四 人頭税の導入過程(その二)

れた。我々は、まずこのモデル・ケースを概観しておくことにしよう。(タタ) か 勅令には既に、人口調査の実施と並んで、各地区に軍隊を割り付け、「永久の宿舎」 (Beyhan KBapTnpa)、即ち駐 したがって政府は、小規模な形での予備的実験を必要としたのであり、これは一七二一年にノヴゴロド地区で実施 のである。だが、 地を設けて兵士を配備する、というプランが示されていたのであり、 は つ不正確であった。また地方への軍隊の配備、 世帯税に代わる新しい人頭税の導入は、まず全国の担税住民の調査から開始された。だが、既述のようにピョ 当初から人頭税の導入と常備軍の維持の問題を表蕞一体のものとして考えていた。一七一八年一一月の最初 前節で繰返し指摘したように、 人口調査は、多様な抵抗そして難題に遭遇した結果、きわめて緩慢 宿舎の建設、という未曾有の試みには、大きな困 その維持費を確定するための人口調査であった 難が予想された。 Ì 屯

着した将軍は、 を求めた服従命令、人口調査資料をはじめとする多数の必要資料を持ってペテルブルグを出発した。ノヴゴロド 一七二一年一月、ヴォルコフ将軍は、政府の訓令、ノヴゴロド地方当局へ宛てた、あらゆる点において必要な援助 ただちに地方士族層を召集し、新しい軍隊維持制度について彼らに説明した。だが当時は、まだ人口

した。 をひとまず人頭税の規模としたのである。こうして問題解決のための「鍵」を受け取ったヴォルコフは、(罒) 調査のさなかであり、軍隊配備の基礎としての担税住民数は不明であった。同年三月になってようやく政府は、 一三五、二九○人の住民を登録し、この数字で軍隊維持費四、○○○、○○○ルーブリを割った額、 ノヴゴ ロド郡の担税住民は、最初の調査では一二九、二三二人であったが、その後の点検の結果、 即ち九七コペ 新たに三五、 作業を開 1

定 算された。 て、 報告のなかで、 以上の過程も、 土 余計な住民が存在したことになる。 歩兵連隊に要する年間維持費は三七、四九九ルーブリ七八コペイカ、一竜騎兵連隊の場合は四四、五九六ルーブリと計 五〇六人が判明した されているように、 F\* 対してこの要求を提出した。 |地の割り付けを終えた彼は、 ヴ その土地の割り付け、 特別な宿舎を建てずに兵士を農民世帯に配置するという提案を拒否されたノヴゴロドの地方士族は、 ・に配備される二つの連隊を維持するために必要な住民数であった。 歩兵連隊用の六七二の兵舎の建設のために、二二、一七〇ルーブリを要する――、 ル コ したがって歩兵連隊には三八、六五九人、竜騎兵連隊には四五、九七五人、合計八四、六三四人が、 フの次の課題は、「永久の宿舎」建設に関連する、 当初の二年の建設期間をもう一年延期して、 決して順調に運ばれたわけではなかった。僅か三ヵ月後の四月、 宿舎建設は、 ・したがって二一%もの隠匿があった――から、結局、一六四、七三八人となった。 建設の協力の取りつけ、等々について集会が持たれねばならなかった。一七二二年一月、(三) この中で士族層は、 直ちに宿舎の建設に入り、二年後の一七二四年初めの完成を指示したのである。 地方住民にとってきわめて重い負担であった。 建設予定地の騰貴、 地方住民の負担を軽くするよう提案したことに端 地方士族層との諸々の折衝であった。 この点からみると、 建設費の高騰 ヴォルコフは、 一七二三年初め、 そして北方戦争中に蒙ったこ 竜騎兵連隊用の九〇九の兵 ノヴゴロドには、 Ľ° ヴォ 建設予定 1 ル トルへ宛てた 直接元老院 コ 他 ーフに 地 方、 的に示 よっ だが の 選

四

てさえいなかったのである。 (M) この地方士族層の嘆願書を無視した。他方、ヴォルコフに対して元老院は、あくまでこの計画の遂行を指示したが、 の ノヴゴロ ・悲観的空気をこの年ノヴゴロド地方をも巻き込んだ穀物の凶作のせいだ、 .地方の経済的な被害、その結果としての農民の困窮、を挙げた。だが元老院は、(⑮) ドでのこの実験は、 当初示された完成時、 即ち一七二四年初めには、まだ「永久の宿舎」の建設に着手され とするヴォルコフの反対意見を支持して、 独立の宿舎の必要性を説き、士族

ていた。以下ではこれらの点について検討することにしよう。 設された宿舎への軍の移動に伴う農村との軋れき、 人口調査の結果明らかにされた住民数と配備予定の連隊の維持費との調整、地方団体の反対のもとでの宿舎建設、建 ばならなかったか、 ヴゴロド地区での連隊配備の実験だけからでも、 したがってこの作業がいかに緩慢な歩みとならざるを得なかったか、について容易に推測できる。 等々いずれを取っても一筋繩ではいかぬ、錯綜した課題をかか 我々は全国の各地で、この問題がい かに大きな困難に出会わ え

頭であった。それによると、 軍当局が、 連隊の数と構成、 各県には、 その維持費、 次の数字だけの連隊が割り振られることになっていた。 (ii) 滞在地、 等々について最初の全体プランを作成したのは、一七二二年

聖ペテルブル

モ ス クワ

二五連隊 一三連隊

九連隊

丰 Ì エフ

ŋ 7 ゾ ガ フ

₽ ⊐° ኑ\*

7

ル

ハ ンゲ

一連隊 七連隊

九連隊

301

21

カ

ザ

シ ヾ ij ァ

ジ ェ ⊐^ ㅁ

ス

ŀ

・ラハ

九連隊 九連隊

九連隊

五連隊

だが、 調査の結果、 ずモスクワから、次いで周辺諸地方へ、軍隊配備の作業が波及的に実施されていったのである。 いた。この数字は、「当時まだ存在しなかった」、「近似的考量に導かれた」ものであったが、点検の最終的結果(包) が得られた。ピョートルは既に、一七二二年初頭、(三) 練り上げられたのである。まず、 った。この時、 これを更に上回り、 これはあくまで暫定的なものであり、 一、五四四、六四人の担税住民、 軍人調査官によって持ち込まれた、より正確な資料を基礎にした連隊配備の全体プランが、 したがって税額も六コペイカ引下げられ、七四コペイカと定められた。この税額に基づいて、(※) 人口調査の点検の結果、五、四〇九、五三〇人という担税住民についての新しい数字 その確定は、 即ちロシアで最多数の人口(約二八%)を占めていた。 担税住民を約五百万と見積り、八〇コペイカの人頭税を公布して 人口調査の完了、即ち一七二四年の春を待たねば モスクワ県は、 したがってこの 最終的に ならな 人口 は

ŧ

からこれらの人間を借りてこなければならなかったのである。(三) 七二四年から開始された軍隊の地方への配備の作業において、 その大きな障害となったのは、 第一に、 以上のよ

隊を扶養しなければならず、そのためには三九、五六五人が不足していた。したがって、スモレンスクは、

隣接の

県

他方、

ためには、一、四五二、〇〇〇人の住民が必要とされたが、モスクワ県は、それを上回る住民をかかえていたのである。

ロシア最小の県スモレンスクには、二〇三、三三三人の住民が登録されていた。だがこの県は三連隊と四守備

県には、二五連隊、一○守備隊、一小艦隊、という最も多数の連隊が配備されることになった。これら全ての維持の

県での作業の中断を余儀なくされたのである。(⑵) であっ ればならなかったのである。 配備の計算が覆されたのであり、九連隊が配備される予定のニジェゴロド県でも、八〇コペイカで四三〇、六八四人 に五五、七四八人に増加された。更に一七二四年五月に、人頭税額が七四コペイカに定められた結果、 しかし一七二二年には、既述のように八○コペイカに引下げられ、 うな余計な人間のいる県及び地区から不足なそれへの譲渡であった。この調整はきわめて難しい問題であり、 いま一度変更され、六〇、二六八人にまで引き上げられたのである。 たの このプランの実験場となったノヴゴロド郡では、最初は九七コペイカの税額で、四五、九七四人が必要とされた。 フ県 が、 七四コペイカでは更に三五、〇〇〇人の不足となり、 カザンとアルハンゲロゴロド から借りてこ なけ 査官 チェルヌィシェフは、 スモ 第二に、人頭税額のしばしばの変更も、この作業を遅らせる原因とな レンスク県の調査官ヴェリヤミノフから八、七一五人を要求され、 したがって連隊の維持のために必要な住民は こうした変更によって、それ が準 必要な住 z . 逆 た 数

述のように、 官専用の宿舎、 手した。規定により、 兵士を農民世帯に配備すべきである、 県及び地区のレベルでの、 おいて一様なデッサンのもとに建てられることになっていた。そしてこの計画の完成時には 地方団体にとって宿舎の建設は甚だ重荷であり、 オリジナルな性格を受け取る」はずであった。しかし実際には、(ヒヒ) 連隊本部の八つの宿舎、更に病院、風呂、厩、納屋、等々が、規模、 各地の所定の村々には、一五×六サージェンの兵士二人用の宿舎、 連隊の維持費に応じた住民の割当の作業と同時に、調査官は「永久の宿舎」 したがって彼らは、 少なからぬ変更を余儀なくされ 宿舎を個別に建てるのではなく、 数量、 一 五 × 五 外見、 \_ \_ 距離、 サ í シアの農村地 の建設に着 のすべて の下士

した政府は、

予定の見積りを若干変更しなければならなかった。二人に代えて三人の兵士に一宿舎、下士官のうち専用宿舎をも

との主張を変えなかった。

地方士族のこうした強硬な要求に直面

して、宿舎建設は、士族ではなく、農民により一層大きな負担を強いたのであり、

それが国庫に税の滞納の増大とし

る

のは軍曹だけで、残りは二人で共用、と建設基準が緩められた。また建築資材

建築資材の高騰をもたらした。地方士族は、それらの購入費用を、当然のごとく住民、即ち農民から徴収した。こう 軽くしない、「不十分な緩和剤」にすぎなかった。到る所で、ほとんど同時に開始された「永久の宿 とされた。更に、地方長官の古い不使用の家屋を利用することも提案された。しかしこれらは、 板、 鍵、金属製の把手、等々――は、 地方住民が用意するにしても、 建設には連隊の兵士が自らあたること、 建設の重荷をさして 建設は、

てはね返ることを知った時、政府は、より大幅な譲歩を余儀なくされたのである。(※) 初の三分の一を一、二月、次を三、四月、最後を一〇、一一月に徴収し、そして滞納なく徴収するよう指示したので 際、年三回に分けて徴収するよう指示した。第一、二回は、各二五コペイカ、第三回は二四コペイカを徴収し、「こ 中心的な位置を占めるのが、人頭税の徴収であった。まず第一項では、「現在の調査と将校の証 ある。以下では、一七二四年六月の、いわゆるプラカート(Плакат)の諸規定を中心に検討しておこう。(ロ) を規制しなければならなかった。とりわけ農民を軍の「侮辱」(oбида)から守るために、詳細な規定がなされたので 兵士の農村入りには、 にならないよう、 点検・修正…引用者)によって明らかにされた男子一人から……一年間に七四コペイカを徴収する」こと、そしてその トは二部に分かれており、 「永久の宿舎」建設が緒についたばかりの一七二四年秋、連隊はいよいよ指定された地区への移動を開始した。この 以上は、 かなる貨幣及び穀物の租税、 連隊には給付において不足がないよう」、人頭税の徴収は、 諸々の係争の発生が予想されたから、 第一部は、 地方監察官(земский коммисар)に対しての訓令である。そしてここで最 そして賦役を取ってはならない」。 政府は一連の勅令によって、兵士と農村の日常的諸関係 続いて第二項では、「農民の労働の妨げ 夏の数ヵ月を除くこと、したがって最 明 (軍人調査官による プ ・ラカ

——丸太、板、

屋根板、

苔

樋、薄

3

なかった。

旅券の交付を受けるさい、農民は、

ある。 期間の馬を連れての作業には、 とされ(21)た。 示してい 第七項では、 即ち、 連隊が農民の労働力を必要とする時には、 夏期間 六コペ の馬を連れての作業には、 イカ、 馬なしの作業には四コペイカ、 一日当り一〇コペイカ、 「住民を輪番でとり、 の賃金を日払い、 馬なしの作業には五コペ 働いた者には貨幣を支払う」よ あるい は週払い ィ にすべ 冬

他の郡 侶の署名した旅券をもって (c письменными отпусками)」行かなければならない。 と が えた。 将校に報告し、 金をとるであろう」。こうした距離のうえでの制限と並んで、 したものには、 たとえ外部の農民であっても、 なる農民も逃亡することのないよう、しっかりと監視することと同時に、領主に対して自己の所領の農民のみならず、 と外出・旅券に関する項目(一二、一三、一四、一五、一六)である。 ï して 許される」。 一部では、 ・におい それらのなかで、とりわけ大きな比重を占めているのが、逃亡民や盗賊の取締りに関する項目(九、 へ出稼ぎに行くことが許されたが、しかし「家から三○露里以上を出てはならず、 'はならない」。三○露里以上を離れたものを「採用したり、隠匿するものは、逃亡民に対するの て特に著名な条項は、 逮捕のために協力しなければならない、非協力者は、 プ 厳しい罰金が課された。更に、 出掛ける場合には「自分の領主の、あるいは領主の不在の場合には、 ラカー トは連隊区に配備された連隊長 逃亡の企てを知ったならば、その防止にあたらせること、 旅券に関する規定である。即ち、「その郡の各農民には、 連隊区に発生する盗賊に関しては、 (полковник) 妻子と共に出掛ること、 まず前者についてプラカー 取調べのうえ厳しく処罰する、 と将校に対して、 それを噂で知ったならば連隊長と こうした旅券をもってはじめて、 彼の領 誰も、 を指示した。 同 様 労働により糧 地管理人及び の ŀ そうした者を労働 きめ細 は とされた。 連 逃亡民を採用 か 隊 ع な指 教 をうる 区 同 区 の 様、 示を与 の プ 罰 ラ か

地方監察官に二コペイカを納めるよう義務づけられたことも注意

また三年以上の

離

村

認

め

社会学研究 - 橋大学研究年報 兵士との結婚を希望する場合、領主にはそれを妨げることを禁じたうえ、「嫁資金」は、「通常その地方で、 問題についても、 の の ら要求してはならなかった(七項)。こうして「軍服を着て、 食糧のために」 ら徴収するのに応じて」納めればよい、と指示した(五項)。また将校や兵士が「飼育のためではなく、 である。 間に農業への関心がたかまるのは自然の成行であったが、プラカートは、これに枠をはめつつも、 以上のような、 更に兵士には、 家畜を飼うことを望むならば、 細かく規定した。例えば、「隣接がうみ出さずにはおかない」婚姻については、村の未亡人、 主に農民の日常的行為に対する監視・規制の他に、プラカートは、 宿舎に近く、 勤務に支障をきたさない限りで、村での雇傭さえ認められた。(3) 一定の場所での放牧が認められた。 土地から切り離された」とはいえ、農村に入った兵士 ただし、 兵士の農村入りがもたらした諸 冬期間、 馬 自分の必要と 定程度認めた の飼料 他 の人 を村

る農民に対しては、 「御料地の農民が御料へ、宗務院の農民が宗務院へ、私領主の農民が私領主へ納める所得の代りに、一人から四 (四)の徴収を指示したのである。 ル人、ヤサー 最後にプラカートは、 更に一人四グリヴナが課される」と規定した。 第三回は一四コペイカ、 ク納付人などの 国家は一人当り七四コペイカの人頭税を要求しただけであったが、 国有地農民からの、人頭税以外の徴収金について述べている。即ち、 とされた。こうして人口調査の結果明らかになった御料地、 「領主の下にいない」国有地農民には、「現在の人頭税のほかに、領主の収入の代 その徴収は、 人頭税の場合と同様、第一、二回は、 国有地農民からは、 宗務院及び私領主 郷土、 黒土農民、 各一三コペ この他 の下 タタ įΞ ic

本的事柄としての人頭税の徴収にあたるのは、 七二四年六月のプラカ ートは、 およそ以上のように配備される連隊と農村との関係を規定した。 選抜された地方監察官であった。 だが現実には、 そうではなかっ その 際、 最も基

娘

カゝ

か

	徴収額	滞納額	%
聖ペテルブルグ	427,380	274,066	39.0
モ ス ク ワ	809,470	418,462	34.0
ニジェゴロド	328,355	39,684	10.7
カザン,アストラハン	616,042	_	_
アルハンゲロゴロド	188,698	109,727	36.7
スモレンスク	117,637	87,686	42.6
シ ベ リ ア	162,782	239,388	59.5
アゾフ	253,314	135,216	34.8
キーエフ	357,457	94,427	20,9
	3,261,137	1,400,658	30.0

Милюков.Указ. соч. с. 672. Приложение IV より作成。

よる行政に対応したが、こうした連隊による行政の優位 時的 もう一つの重要な点は、 はじめた。 してこの連隊による地方行政は、 題の実現のための便利な道具として利用するようになっ と結び」ついたものであったことも、もはや指摘するまでもない。(ミロ) 刑 動 選出と彼らの行動の監視に積極的に介入したのみならず、(ほ) 「手段において選り好みしない」ピョート っ 隊にとっ 限って、即ち一時的措置として、連隊長が自分の参謀、 即 して、いったん地方に出現した、この物理的力を持った機関=連隊を、 人頭税の徴収に参加したのである。そして更に重要なことは、これが したように、 事事件を除く、 の不断の監視において重要な役割を演じたのである。 なものにとどまらず、 「事態の新しさのため、 て人頭税が持つ決定的な意義によって、連隊長は地方監察官 彼のこうした義務が、「その出自によって、 政府も、 国家歳入の最大項目たる人頭税の徴収 兵士・将校と地方住民との間の係争や衝突の仲裁に入 地方長官よりも「より大きな信頼をもっ 徴兵の事務も、 持続的傾向を示したことであった。また、(35) 監察官がまごつかないため 従来の地方長官による行政を押し退け 連隊長の監視の下に、 ル政府は、 K 今や行政全体の 人頭稅 あ たのである。 更に連隊長は、 副将校とともに E た 地方住民の行 ので 繰返し指摘 **へ**の 初 地方監察 で あ(128) る。 連隊 年 徴 こう 収 度 そ 課 連 12

柄、人頭税の徴収と徴兵を集中したのである。逆に従来の地方行政機関には、人頭税の導入に伴ないその意義を喪失 官に移されたことである。こうして連隊は、自己の掌中に、政府にとっても、(8) 及びいわゆる「官房税」(канцелярские сборы)の徴収が残されただけであった。(⒀) 住民にとっても、最も重要な二つの事

ず、滞納額は一、三九八、六五六ルーブリ、即ち三〇%に達したのである。前頁の表は、その県ごとの内訳を示したも(ミョ) は、とくに著しく、全体の平均値を大幅に上回った。多くの地区では五○─六○%、所により七○%にも遠したので した。即ち、四、六一四、六三八ルーブリの見積りに対して、実際に納入されたのが三、二一五、九八二ルーブリにすぎ ある。そして予算全体に占める人頭税の大きな比重から、この年の滞納は二六・七%、全体の四分の一になった。(w) のであるが、若干の県では、滞納は四〇%前後にも及んだ。またキゼヴェッテルの研究によると、商工地区での滞納 このように連隊の強力な後押しでもって始められた一七二四年の人頭税の徴収は、しかしながら厖大な滞納を記録

- 98 た」(Богословский. Указ. coч. с. 324)。「新しい軍事税についての思想の出現に、とくに作用した」のは、「永久の宿舎」 への連隊の配備の問題であった。(Милюков. Указ. с. 472) Хрестоматия, с. 67. 「新しい租税にピョートルが関心を抱いたのは、 おもに軍隊維持のための新しい手段としてであっ
- (9) 以下は、Borocлoвский. Указ. соч. с. 355-360. に依っている。
- 100 あった。 Tam жe, c. 356. 後述のように、九七コペイカも後の八○コペイカも、人口調査の結果次第で変りうる暫定的 なもので
- コペイカと四分の一、後者は四〇ルーブリ五〇コペイカと二分の一、と算出されていた。(Muлюков. Указ. coч. Там же, с. 357. 一人の兵士・竜騎兵の維持に要する費用は、既に一七二〇年二月に、前者については二八ルーブリ五二
- には教会の代表を中心とする「地方の集会」(3eMCKHň co5op)であり、「士族は、甚だ弱くしか代表されなかった」(Tam жe.)。 Богословский. Указ. соч. с. 357-358. ヴォルコフへの訓令には、士族のみを召集することが指示されていたが、実際

- 〈W〉 Tam жe, c. 359. ノヴゴロド郡の士族層は、同年五月二四日にも、集団嘆願書を提出しており、そこでは | 七二|○−二| 118.)が、ポソシコフは、こうしたノヴゴロドの小領主の利害の代弁者であった。B. B. Kaфeuraya. M. T. Посошков. жизнь и деятельность. 2-ое изд. М., 1951. с. 114-115 二年の人口調査の点検後における逃亡の増加、その防止措置について述べられている (Троицкий. Финансовая политика, с.
- (煮) Богословский. Указ. соч. с. 360.
- (≦) Там же, с. 360-361.
- 106 России (1718-1727 гг.) «Исторический Архив» 1959, No. 3. c. 126-165. в России XVIIIв. М., 1903. с. 78-79. М. М. Кабузан, Н. М. Шепукова. Табель первой ревизии народопаселения Всероссийского государства (1726-27). М., 1977. Милюков. Указ. соч. с. 476. А. А. Кизеветтер. Посадская община そしてソ連の人口史家カブザーンとシェプコヴァは、五、六七二、七七九人、である。 И. К. Кирилов. Цветущее состояние 理学者キリーロフは、五、五七〇、四八六人、ミリュコーフは、五、五七〇、四五六人、キゼヴェツテルは、五、六五五、九五三人、 Tam жe, c. 362. この数字の他に、今日まで多数の研究者によって、異なる数字が提示されている。同時代の統計・地
- (室) Памятники Русского Права. вып. VIII. М. 1961. с. 171.
- (≅) Милюков. Указ. соч. с. 475.
- \⑪) Tam жe, c. 479. (400÷540)がその税額の基礎であり、「改革者は、この場合、国の経済力に注意を払う財 政家 として ではなく、数字のみを繰る算術家として行動した」。(Borocлoвский. Указ. cov. c. 324)
- (≅) Богословский. Указ. соч. с. 363.
- (11) Там же.
- (12) Tam же
- (☵) Там же, с. 363-364
- (14) Tam жe, c. 364.

115

Там же, с. 365-366

- 116 Там же, с. 366. 但し、 連隊が到着していない所では、 地方住民(農民、商工地区住民、 雄階級人) に課された。
- (П) Там же, с. 369–371
- (18) 五節を参照。
- (至) Богословский. Указ. соч. с. 390.
- 120 これは、連隊の配備制度と人頭税の徴収に関して、一七二四年六月二六日に布告された勅令である。Xpectomatua, c.
- 121 がち的外れとはいえない。Семенова. Рабочие Петербурга, с. 5. あり、他に幾つもの例を挙げることができる。ペテルブルグの海軍工廠で働く人々の労働時間、 かく規定した一七○八年五月の勅令について、かつての研究者は、「労働立法史における最初の法令」と解釈したのも、あな Там же, с. 73-74. 労賃などに対するこうした細かな規定は、ピョートルの時代 (一般的には絶対王 政期) に 特徴的 違反に対する罰金、 などを細
- (⑵) XpccToMaTu9, c. 74-77. 旅券制度の成立と逃亡問題とは深く関連していたことは、プラカートにおいても明瞭であ ческий Ежегодник за 1962 г.) М., 1963. Инструкция или наказ воеводам. (генваря 1719 г.) №. 19. Хрестоматия, らない。 と同時に、プラカート以前に、即ち一七世紀末以降、旅券は、同じ理由により半ば公的な形で根付いていたことも忘れてはな なお、拙稿「『領地管理令』研究への一視角」、『人文研究』(小樽商科大学)五五輯、一九七八年、も参照 С. И. Сакович. Памяти кормежные, наемные и жилые крестьян-отходников конца XVII в. «Археографи-
- 123 はホルシュタインで行なわれているように乾燥させた芝生でペチカを暖めるよう、兵士に指示した。こうして連隊=駐屯地に り取る訓練をさせること、ステップ地方や森林のない地方では、暖房のために「オランダ方式で」泥炭をつくること、あるい は民衆に対する「外国の経営方法の案内人」の意義を与えようとしたのである。(Borocлoвский. Указ. cov.) Богословский. Указ. соч. с. 391. Хрестоматия, с. 74. この他、農民に穀物を鎌(серп)に代えて大鎌 (коса) で刈
- (至) Хрестоматия, с. 77.

れたのである。

て未完成な調査のうえでの見切り発車であったが、

- (딸) Богословский. Указ. соч. с. 392-393
- 126 あたった彼の活動は、実際には、納税者に与えられた「領収証」に足跡を残しているにすぎなかった。(Tam жe, c. 436.) Там же, с. 393. 地方監察官は、 地方団体から選出された「取るに足らない人物」であり、 連隊のために人頭税の徴収に
- (27) Там же, с. 394
- (翌) Там же, с. 394–395(至) Там же, с. 397.
- 130 後も続けられた。Троицкий. финансовая политика, с. 191-197 Там же, с. 439-440. 製粉所、 漁場、 酸造所、風呂、などから四○種にものぼる「官房税」の徴収は、 人頭税の導入の
- (三) Милюков Указ. соч. с. 672. Богословский. Указ. соч. с. 461-462.
- (至) Кизеветтер. Указ. соч. с. 435-446.
- 133 XVIII B. M., 1954. c. 393 Б. Б. Кафенгауз. финансовая реформа и государственный бюджет. «Очерки истории СССР, первая четверть

## 五 農村の疲弊と政府の対応

り、したがって「改革者(ビョートル)は、六年かかって彼の着手した仕事の終結まで待ちおおせなかった。 ことは、人口調査そして軍隊の配備の完了を意味しているわけではない。人口調査は、一七二七年まで継続されてお 人頭税の導入は、以上のような緩慢な経過を辿りつつも、ようやく一七二四年から実施の運びとなった。 だがこの

眼を閉じた一七二五年一月二八日になっても、調査官たちは帰ってこなかったのである」。 人頭税の 導入 は、こうし眼を閉じた一七二五年一月二八日になっても、調査

軍隊の配備は、

より一層の遅延のみならず、その見直しさえ迫ら

本節では、以上の問題について若干検討するが、その前提として、人頭税の導入が農民にどのように

迎えられ

たの

か

という点について多少とも触

れ

ておかなけ

ればならない。

けだし上述の二つの課題の遅延の根本原

因は、 地方士族と並んで、いやそれ以上に農民の抵抗にあったからである。

現象ではなかったと思われる。(35) め 可能なところで逆茂木 である。 ガ を設け、 有の規模をとった逃亡に対して、例えば政府は、一七二三年三月、 令 利 あ ク県 に築かれた逆茂木線 害が るいは提出の引延し、 既に指摘したように、 11 七一九年から一七二七年、 即 ヴ あるいは地方長官への訓令、 だが そこへの軍隊の派遣を決定した。 IJ 致したことに改めて留意する必要がある。 領主は課税を避けるために、 キ IJ 「すべての……国境沿いの大小の町を警備隊で包囲することは不可能」であったから、「小さな町では、 • コ ルツ ル 丰 ŕ ij. (3aceчная черта) が、いまや逃亡の防止のために利用されることになっ (saceka)を修復する」ことが提案された。 人口調査のさい提出された最初の申告書には、後になって多数の「人間の隠匿」が発見され スモ 等々の多様な形での抵抗が試みられた。だがこうした課税忌避の行動において、 1 地区だけで、じつに一〇九ヵ所の哨所が設けられ、 即ち人口調査の期間に、約二〇万人の農民が逃亡中であり、 レンスクの西部国境沿い、 だが当時の農民のより著しい抵抗形態は、 等々は、 自己の農民を可能な限り少なく書き込んだからである。 一七二○—二五年の僅か六年間に、三○をこえたのである。こうした未曾 北西部諸郡の士族層による、 既述のような、 更にウクライナ沿いに、 国境沿いに逃亡民の捕縛のための哨所 かつてタター ミールの取り決めによる隠匿は、 建設促進を求める嘆願書が相次ぐなかで、 逃亡であった。 三〇四人の将校・兵士が配 次々と哨所が設けられた。 ル 人をはじめ侵略者から国を守るた 逃亡に関して布告された勅 公式の資料によるだけでも、 更に申告書の不提 たのである。 決して例外的 領主と村の 備され (застава ス Ŧ 1)

七二二年一月、「五〇人もの盗賊の徒党」

が現われ、

領地を襲った。

取締りのため派遣された懲罰隊が捕

えた若干名

が跋扈した。

スモレンスク県からの報告では、

逃亡民の増加に連鎖して、各地で「盗賊」(вор и разбоиники)

312

初期には寛容令を布告し、

古儀式派をオロ

ネ

ッ

ッ

ゥ

/ラル、

などの工場の労働力として利用する方針をとったので

ず

揆に至る経緯を手短かに辿ることにしよう。

全ては、 の地方長官は、 から、 ジ 「盗賊との闘い」のために、ニジニに派遣されていたからである。そして当局をとくに不安にさせたの フ 定期市 J, 彼らの頭目が逃亡民であり、 u ۲, の開催時における街道での「盗賊の徒党」の活発化であった。(宍) 地 町の守備隊の補強のために軍の援助を要請した。 区でも、 同じ時 期 ヮヴ **a** 徒党をなしているのは「他の逃亡民、 ル ガ河、 オカ河、 及び陸路沿いに、 けだし、 ニジェゴ 多くの掠奪と盗み 徴兵士、 ロド守備軍の兵士のほとんど 兵士」 であることが判明 が行 なわ れ

カリ

並 経過については、 ス モ 一んで、 ハンゲリスク、 逃亡そして盗賊は、 ンス 人頭税の徴収そのものに対する武力による抵抗についても報告されている。 ŀ ほとんど不明である。 ヴ ボ ij 才 農村の零落に起因するものであり、 ス П 2 グ ダ ュ ij ヴ ・エフ 才 п ネ П 以下では、 シ ポ ij ノスキ ェ レ į ッ まだほとんど鍬入れされていないこの分野で、 ッ の一二の地区でこうした形態での抵抗が生じたが、 Ŧ 直接人頭税の導入に対する抵抗ではない。 スクワ、 ニジェゴロ F 才 即ち、 ル ₽ フ、 プ 七二四 スコ 最近ようやく掘り だが、 フ、 その具体的 年に、 フス これらと ァ

持っ 揆には、 てい る 他の政治的、 が、 逆にこの そして宗教的要因が複雑に絡みあっており、 一揆は、 人頭税の導入を含むピョ Ţ ŀ ル 、政府の 単純に人頭税反対闘争とは規定しえない側 連の政策の抑圧的性格を照射している。 面

起された二つの事例について、多少詳しく触れておくことにしよう。

西シベリアはトボリスク近くのタラの町で、

古儀式派の一揆が発生した。

人口調

査を契機としたこ

くことに成功したのは、 = ン 以前 の 古い 教会儀式を守るために正教会を離脱した信徒たちが、 ソ フィヤ時代の弾圧・迫害 の嵐がおさまっ た一七世紀末のことであっ 辺境の 各地に質素な隠修所 た。 Ľ° (скит) ル政府 を

る。

だがピョー

トルの改革に対する反対派貴族、

また貧困そして改革がもたらす重荷にあえぐ民衆にとって、

社会学研究 一橋大学研究年報 派 れ か ኑ ル の 、世紀初頭にウラル、 服従を意味した。 わば踏絵を強制されたのである。(エヒ) 召使が世俗の権力を握る、 は に古儀式派 ル の 政府は、 用用 連 町 意され の信徒にとって、 o, 民衆にとってきわめて抑圧的な諸改革に具現されていると思われたのである。(ヨ) 次第に非寛容な姿勢を強めていった。一七一六年二月の年毎の告解の義務と二倍の税額の規定は、 の根絶を狙ったものであり、教会での告解を避けるものは、 たイデオロ 信徒は、これを拒否し、 西シベリアで急速に普及した古儀式派にとって特徴的なのは、 近づく「最後の時」に、「サタンの召使」の帳薄に登録されることは、 ギーと組織」を提供したのであり、 最後の時が近づいた」、「ツァーリはアンチキリ 一七二一年末、 かつての「抵抗の絶望的形態」、即ち集団自殺の行為に訴える準 タラの町にも、二倍の人頭税の登録のために軍人調査官が派遣さ とりわけ彼らの隠修所は逃亡農民の巣窟となった。| (当) 古儀式派の嫌疑をうけ、 ストである」、 終末論の教えであった。「悪 という教えは、 こうした状況で、 アンチキ この教派の ij ۲° スト )呪詛( 備をは 明ら ì 魔 ŀ

7 帝 求 Ħ 士とタター · ラでの 信徒は められ への誓いは、 カ月後、 たが 捜索が開始された直後から、 町から逃亡し、 再び緊張がたかまった。一七二二年の二月に王位継承についての勅令が布告され、 人からなる懲罰隊が派遣された。 信徒にとって「神に背く行為」に他ならず、町では秘かに「反対の手紙」 タラの町の住民は、 森のなかの古儀式派 五月にこの宣誓を行うこととされた。 西シベリアの各地で集団自殺が相次いだ。 の 町は難なく占拠され、 隠れ家に加わ っ たのである。 ただちに住民 だが未来の、 六月半ば、 ŀ の逮捕と審問 ム スクのある古儀式派の隠修所 名前もわからない後継者=皇 タラの町 が起草、 この勅令への宣誓 には、 がはじまった。 回覧された。 六〇〇名の兵 そし この が

発生した。こうして調査は、

じめた。その徴候に気付いた軍の慎重な行動にも拘らず、一七二一年末から翌年初めにかけて、

若干の悲劇的

行為

いったん中止を余儀なくされたのである。

古儀式

為は は であり、 儀式派 中 例 外 央から役人が の 悲 そこでは宗教 |劇的抵抗が続いたのである。 であったにせよ、 「扇動者の捜索のため」に派遣されてきた時、六○○人もが集団自殺した。こうした大規模な行 的 スロ 1 一七二二年秋から二四年春にかけてイシムスク、 ガン (終末論) 彼らをこうした行為に追い込んだのは、 が、 明瞭な役割を果していたのである。 ャ 二倍の人頭税そして正教会への ルトロ フスク、 チ 2 × = の農民 復帰 (=古

によ 料地 際 てはならない」、 月 12 による凶作にたえず襲われた。 一人当り イカを納め のプ ャ もう一つの事例は、 竜騎兵とともに既に徴収済みの貨幣を修道院の召使から取り戻す行動にでた。 の の農民が御料へ、宗務院の農民が宗務院へ、 農民と一 四〇コペイ ラ ス 北方戦争や軍の移動のため、大きな被害を蒙っていたのである。この所領の一角に設けられた「永久の宿舎」 ポゴス カ ラヴ竜騎兵連隊 する、 ・四○コペイカを徴収する」、「人頭税以外のいかなる貨幣及び穀物の所得も、 Ī ればよい、 緒にその解釈にとり トに基づき、 ŀ と書かれているというのである。(fi) カに定められた、 というプラカ 人口調査によると七、 ぺ と教えている。 が配備されたのは、 テルブルグ県、 人頭税の徴収のため村々へ出掛けた。若干の竜騎兵は、 1 したがって村の農民は貧しく、 ١ かかった。 と解釈したのである。 の最後の箇所に基づいていた。 即ち、 イヴェ 四〇四人を擁する大所領であったが、 一七二五年一月のことであっ 彼らの解釈によると、この勅令は、 そこには「修道院の地区の穀物と貨幣納入の代りに……人口 ル 私領主の農民が私領主に納める所得の代りに、 スキー修道院のスタロニ 農民のこの解釈は、 農民は、 修道院は彼らの滞納金の徴収さえままならず、 それを農民は、 ただちに修道院への貢租 国有地農民からは、 た。 ルツ 土地が痩せているうえに、 連隊の将校と竜騎兵は、 サ所領の農民闘争である。(師) 農民は修道院に男子一人当り四〇 主人及び国家 村に現われ勅令を示したが、 運搬賦役も、 七四コ の納入を中 ペ の 人から四〇 イ 諸 労働者も要求し カ 一七二四年六 負租 止すると同 の 河川 この 他 間査に の氾 その上 所 12 勅令 その ペ 「御 領 ィ ľ

四〇コペイカの貨幣

オブ

п ì

ク

○○○ルーブリに達したが一人当り四○コペイカでは、その半額にもみたなかったからである。(※)

すぐに察知された。けだし、

一七二四年の所領全体の貢租の

規模は、

農民にとってい

カン

に有利であったかは、

イヴェ に の遵守を求める嘆願書が作成され、ミールの上層の代表者が嘆願者として選出された。 をはじめ、竜騎兵を「唆した」、また召使から貨幣を取り戻した農民たちも、取り調べをうけた。 た農民による全体集会が持たれた。こうして、修道院のあらゆる貢租に代えて一人四〇コペイカを要求する、 の勅令の履行を迫るための方策を話し合う集会を持った。即ち所領の各々の村では集会が開かれ、 解釈していると主張する農民と、 スキー そして村の僧侶によっても是認された、この「魅惑的な」解釈に立った農民は、続いて修道院に対してこ 農民の敗北に終った。 修道院の農民闘争は、 彼らの行動を「支払いにおける農民の叛乱」とする修道院との法廷闘争は、 ツァーリの勅令に従わず、「甚だ相反する解釈」をした嘆願者は笞打たれ 修道院当局のすばやい対応ののち、結局、 裁判に持ち込まれた。 人頭税の導入に端を発した、 だがその処分は「十 更に集会で選ばれ 勅令を「直ぐ 即ち法 た 云

めている、 ュソヴァヤの所領から、「担いきれない税そして滞納ゆえの死に至る笞刑のため、彼の農民は、 した領主階層の反対をも押し切って強行された。 以上のように、 シベリアへ逃亡した」、そして残されたものが逃亡民に代って「君主の臨時税」を「大きな苦しみとともに」 .既述のように国有地農民から七四コ と不平を訴えた。(い) 人頭税の導入は、 実際、 년° 의 全国の担税住民のみならず、この改革が農村の零落を一層激しくすることを危惧(ほ) 1 ペ ٢ イカの人頭税の他に、 ル の時代には、 既に一七二〇年に著名な貴族ストロ 「国家の利害」 他の諸カテゴリの農民が彼らの主人に納めている は、「領主の利害」を圧倒した。 ガ ノーフ は 家と自分 彼のオ の耕 U 地を棄 フとチ 納

ことを恐れたからである。(四)

分に慈悲深い」ものであった。

けだし、闘争が所領全体を包み込むものであり、

厳しい処分が闘争の再燃につながる

農民

はっ

「亜麻の

種

と樫

の実を砕いて、

碾割りと混ぜて焼いて食べている。

四

日も

週間も何も食べずにいるも

ス

ヮ

・地方からも、

同様の報告が届

いた。「郡の人々の貧困と穀物の不作のために」税が滞納されて

貢租 国 対主義の財 る貢租 家が自 の代わりとして、 「の二倍程度を要求したことを示している。 | 政政策と領主階層の利害との間に亀裂が生じたことは否定できない。 制 限 な租税の要求に枠をはめたとも見ることもできる。 更に四〇コペイカを徴収することを指示している。これは、 だが実際には、 それは七、 だがこれさえも、 (語) 八倍にも達していたのであり、(語) 七 四コペ 国家は、 既述のように、 イカの人頭税は、 各 々 の農民が領 厖 大な滞 主 面 K 納 では 絶

招

た

のである。

次に

我

ハ々は、

人頭税導入の後の農村と政府の動向について検討しておくことにしたい

伏し ば も三日 第二回も一三%と比較的少なかった。 最後の三分の一 納であり、 をもっ であ ン連隊区では、 た。 住民にとっ Ť ヴ ヴャ てしても」 も食べておらず、 1 ㅁ グダ そ 既に一 多 て人頭 の ク 地 は 地 増 くが餓死している。 食糧や貨幣を納めさせることができない、 方の 加で 第 方のインゲ 七二三年、 八三%にも達した。 税 П あっ 才 が 自分の家を棄てて物乞いにでかけたり、 は三一 スト しゝ た。 か ルマンランド連隊区では、 ㅁ に オ %、第二回 重荷であったかを直截に示 フ連隊区では、 ル 七二五年に引き続いて、 П 方家畜を持つものも、 以上のような厖大な滞納の原因の一つは、 フ 同じ地方のペ 地 方の は六二%であっ ある地方監察官は、 最初の三分の一には一五%であっ ル 年間 ノフス た。 翌年も多くの連隊区で、 している 監察官への貨幣支払いのために、 と報告した。 の滞納額は六三%に達した。 シベ ク連隊区では、 また草と樫の実を籾殻と混ぜて食べ、このため病に 穀物の不作のため、 ŋ ŏ が、 アのアスト 彼らは 新税の導入とともに慢性的 第一 たが、 ۲° ラ 「まっ 9 ハ 回は二一%、 滞納は大きな規模に達した。 1 ン連隊区では、 次の三分の一には五六・九%、 郡 たくの貧困に陥ち入り、 ۲ の農民 ウスチュ ル 晩年 それを売り払っ 第二回 から ல் グ 第 地 性 シ -方の 7 いっ は八二%で 格 を襲 を帯 か 回 なる は シ 0 六 び 二日 た凶 た滞 強 例 シ あ え

いる

のみならず、

三年の

「穀物の凶作と疫病のため、

9 た(§) このため、 アルザマ ス郡にあったⅡ 多くのものが腫れて死んでいる。 . П 男九三人と女八〇人が亡くなった」。 ・シャフィ ーロフの所領でも、五八世帯 他の村々では、空になり、農民は食べるものを求めて各地へでか (三七五人、男子) のうち、一七二二一二

哨所も効果がない」。(三) 報告を聞くのは恐ろしい)、また多くのものが、 既に多くのものが、 ばならず、自ら飢えを招いている。そして大部分は、今後の自分の生活の糧になんの期待も持てない〔状態にある〕。 下げる変更を迫られたのである。新しい女帝の人気取り政策とも見なしうるこの減税措置も、「いる変更を迫られたのである。新しい女帝の人気取り政策とも見なしうるこの減税措置も、 二月一四日、 のために大きな苦しみが生じている……。こうした凶作の時、 の年一七二五年も回復の兆しはなかった。ピョートル後の政府の最高指導者の一人、卩・N・ャグジンスキー も改善するものではなかったことは、先に示した厖大な滞納が何よりも雄弁に語っている。そして穀物の不作は、 したエカテリナー世が直面したのは、まずこの凶作に打ちのめされた農村の惨状であった。 『覚え書』(一七二五年末-二六年初)のなかで、次のように述べている。「既に数年間、 七二三年にはじまった凶作は、 女帝は一年足らず前に難産のすえようやく定められた七四コペイカの人頭税を、 飢えのために死亡した(ある老婆が、飢えのため自分の娘を河へ投げ棄て、 翌年もいっこうに衰えなかった。一七二五年一月末、(三) ポーランド国境の外へ、またバシキールへ逃亡しており、 農民は馬や家畜だけでなく播種用の穀物を売らなけれ Ľ° 穀物の出来は悪く、 即位して僅か二週 曰 農村の状態をいささ はやくも四 1 溺れさせた、 ŀ ル の 死 [コペ により即 そ は、 れに 人頭 ィ 間 ے 税 彼 カン

設のために労働力を提供するとともに建築資材を納付しなければならなかった。 「永久の宿舎」 凶作だけが農村の零落の原因であっ の建設も、 農民の肩に重くのしかかったのである。 たのではない。 人頭税の導入とほとんど同時に開始された、 既述のように、 この義務は地方によって、 農民は配備 される連隊の宿舎建 連 きわめて の ため

ならない」、これらが農民を逃亡にはしらせている、

は は、「占領した国におけるように、主人顔をした」からである。一七二五年の二月から三月にかけてのこうした 勅令は、「占領した国におけるように、主人顔をした」からである。 強力なバック・アップの下に開始した人頭税の徴収についても、 の二月と三月、「民衆に大きな負担となっている」この建設義務の中止を指示した。と同時に、(『5) はならず、農民から余計なものを徴収することのないよう厳しく指示したのである。 ある。一般に、(例) 工、という具合に建設に必要とされる全ての資材、そして労働力が、新しい課税単位=人間に応じて賦課されたの 所では、 当り三コペイカの徴収をうけた。 不均等であった。 一の参加の度合、 例えば一人当り一枚の屋根板、四人で一本の丸太、一〇〇人で一台の苔の荷車、一、〇二八人から一人の大 トル死後すぐに高まってきた、人頭税の徴収制度そして連隊の農村配備そのものに対する批判に対して、 この建設義務は、 等々に依存したからである。 けだし、その規模は、建築資材の価格、その運搬距離、 甚だ重く、とりわけ森林のない地方ではそうであった。新しい女帝は、一七二五 ウグリッチ地方のある連隊区でも、 ノヴゴロドのある連隊区では、 いかなる場合でも農村に被害を及ぼすことが 一人当り四コペイカの貨幣を課されたが、 雇傭の大工に支払う賃金、 この義務は貨幣に置き代えられ、 けだし、村々に配備された連隊 地方監察官 建設への連隊兵 が 連 あって 隊 他 の 年 で の

人頭税の導入について 三分の二の人頭税の徴収における滞納は、既に定額のほとんど半分にも達していた。(『) 「家財のみならず、 をめぐる審議では、 脱漏 こうして一七二五年の秋から、 に対する罰金や滞納金、 家畜をも売らなければならない。 農民が「いかようにも、この支払いを負担できない」こと、 等々によっ 元老院はピョートルによって企てられたこの改革の修正にとりかかった。 て加重されており、 多くのものは、 また地方監察官と将校による厳しい取り立 喰い扶持用の穀物……をも、 更に彼らの負担が人口調査 一〇月六日に開 捨て値で売 始された人頭税 て この年の らね さい た

ある方向を打ち出そうとしたものであった。

め

と指摘された。そして一七二六年度に限って、人頭税を更に

然軍事費の削減と結びついていたからである。続いて一一月一日、 (B) をなんとか防ごうとする、 人々」(Φ・M・アプラクシン伯、Γ・H・ゴロヴキン伯、 この臨時措置の提案は、 軍部の反対に出会わねばならなかった。 Я·B·ブリュス伯、 政府内で「最も影響力があり、新しい女帝 Π·A・トルスト けだし、 イ伯、 この措置 В . В に近

)コペイカ引下げ、六〇コペイカとするよう提案されたのである。だが国家の基本的納税者たる農民の最終的な零落(ಟ)

の弱体化に反対するとともに、広汎な士族層の要求に応えた一箇条を持っていた。即ち、彼らの国家勤務からの解放 **⊐**" 罰を恐れて逃亡していること、またこの人頭税を納めるためには、農民は家畜や小屋まで売り払わねばならないこと、 政において顕著な無秩序についての審議を開始し、この会議の構成員によって幾つかの提案が行なわれた。(『) では馬や家畜を、 荒廃を招いている。 (ornyck) である。 り立てられていること、 を指摘した。 イ伯は、 れることができない、 七二五年には、 リツィン公、 七二六年六月、新たに組織された最高枢密会議 村々で「牧人ではなく、羊の群に押し入った狼」のごとく振まっており、 農民が人頭税以外に様々な罰金 他方、 А • И 人頭税と農村の窮状に関する政府の審議は、一致した解決点を見い出すことができなかった。 耕地では施肥において良い状態をもたらすよう努める」ことが可能になる、 国家勤務にある士族=領主層は、 もし勤務から解放され、 別の構成員は、 ・ウシャコフ、B・F・ユスポフ公)による「集団意見書」が提出された。 と連隊が村々に及ぼす害悪を指摘した。 したがって貧しい農民は連隊から諸々の徴収のために派遣される将校、 農民にとって連隊の維持が甚だ重荷であり、 (調査のさいの「脱漏」、森林の伐採、逃亡民の隠匿、 所領へ帰るならば、彼らは「農民に援助と矯正を示す」こと、「飼 (Верховный тайный совет) ±' 自分の経営と農民に対する監視が行き届かず、 更にA・Д・メー ㅁ ンショフもまた、 領主も農民も、 シアの貧しい農民は、「穀物の不 再度、 というのである。 農民の極端な零落と行 等々のため 兵士による厳しい処 兵士による被害を免 この意見書 人頭税の徴収人た このため農 É トル を取 だが 育 村 スト 場 Ø 軍 領主権力の拡大への道を拓いたのである。 責任をも負わせることを意味したが、同時に、 警告したが、ここに領主は、 作や人頭税のために零落し、逃亡するのではなく、将校と地方行政官との、兵士と百姓との軋れきのためである」、 |国家の国内事情の改善について」に、そのまま生かされた。政府は、農民にとっての人頭税の重さ、||国家の国内事情の改善について」に、そのまま生かされた。政府は、農民にとっての人頭税の重さ、 |徴収と滞納者に対する処罰を解除することが、求められたのである。そしてこうした提案は、 それを村から遠く離れた町の近郊の特別の小邑(cлобода)に居住させること、 二〇コペイカの引き下げを提案したのである。こうして会議の全般的意見では、地方の農村から連隊を引(⑵ 農村での連隊配備のプランを放棄し、軍隊を引き上げること、 をはっきりと認めて、 ゴロヴキンは、 である。 勅令は、 人頭税を一○コペイカ引き下げるとともに、一部生産物による代納を認めること、アプラ 自己の農民からの人頭税の徴収の責任者となった。このことは、領主に滯納金に対する 領主が 人頭税の規模を再検討するとともに、その徴収制度についても抜本的 「自己の貢租の余計な徴収によって彼ら〔農民〕を苦しめてはなら 自己の農民経営に対するより厳しい監督者、そして更には、 したがって人頭税の徴収の任務を領主自身 また連隊の将校から人頭 翌年一月九日 彼らの逃亡に な転換を図 無制限な ない」と の勅令

る 言すると、 や多数の人間の減少という言い逃れをせずに、 その報告の提出を義務づけられたこの委員会の課題は、 「世帯」 こうして一七二七年一月の勅令は、「民衆の慰安と期待のために」この年の人頭税の三分の一を免除した。 課税原則についての課題が改めて設定されたのである。そしてその際、 Д・M・ゴリツィーンを議長とする租税問題に関する専門委員会の設置を決定した。この年の九月までに について、 また「世帯」と「人間」との相互関係について、所轄官庁から詳しい報告を求めていたことに、 いつでも滞納なしに納める」 単に人頭税の規模の決定にあったのでは には、 この委員会が、 い かなる租税を賦 なかった。「空き屋 古い課税単位であ に課すべ と同

換

世帯税への復帰の問題が立てられていたのである。だが九月になっても、委員会は何の報告もまとめることができな(㎝) の悪から逃れる「万能薬」として考案された「ポゴロフシチナ」、即ち人頭税への不信が表明されていると同時に、 とくに注意しなければならない。ここでは、いち早くパヴロフョシリヴァンスキーによって指摘されたように、諸々 かった。委員会にとって必要な書類は、その計算の煩雑さと官僚主義のために、ほとんど入ってこなかった。他方、

当時銅貨の鋳造によって政府にもたらされた歳入の増加は、一時的にせよ財政的困難を緩和した。こうした結果、こ てるのは、二○年後のことであった。(圖) 散とゴリツィーンの失脚によって、委員会は、事実上中断された。政府が、再び直接税制度の変更について問題を立即とゴリツィーンの失脚によって、委員会は、事実上中断された。政府が、再び直接税制度の変更について問題を立 の委員会に対する関心も、しだいに薄らいでいったのである。そして一七三〇年の「事件」による最高枢密会議の解

- 134 В. О. Ключевский. Сочинения, т, VI. с. 120
- 135 Богословский. Указ. соч. с. 343-344
- 136 前節で指摘した事例の他は、現在までこの闘争形態について、まったく検討が加えられていない。
- волжье в первой трети XVIIIв. «Вестник МГУ» серия VIII, 1975. № 5, с. 34. Шапиро. Крестьяне, с. 176. Н. В. Разоренова. Земледельческое хозяйство беглых крестьян в Среднем По-
- (至) Троицкий. финансовая политика, с. 118-119
- (翌) しの点につらては、 А. Яковлев. Засечная черта Московского государства в XVIIвеке. Очерк из истории обороны южной окраины Московского государства. М., 1916. 参照。
- Гессен. Нападения беглых крестьян на помещичьи вотчины в 20-30х годах XVIIIв. «Воп. Ист» 1954, № 12. В. И. Леведев. Неизвестные волнения при Петре I (1722-24гг.) «Ист. СССР» 1961, № 1, с. 159-160. ರ
- (至) Троицкий. финансовая политика, с. 127.
- 以下は、ボクロフスキーの次の著作による。Н. Н. Покровский. Антифеодальный протест улало-сибирских крест-

- 書き換えたものである。 これを分離派=古儀式派の蜂起とみていない (JeBeAeB. Yka3. coq. c. 160-161)。ポクロフスキーの研究は、これを訂正し、 ьян-старообрядцев в XVIIIв. Новосибирск., 1974. гл. I. この蜂起は、レベジェフによっても紹介されているが、彼は
- (至) Покровский. Указ. соч. с. 36, 56–57. его же. Крестьянский побег и традиции пустынножительства в Сибири ст. Новосибирск. 1975 XVIIIв. «Крестьянство Сибири XVIII-начала XXв. (классовая борьба, общественное сознание и культура)» сб
- кое восстание 1705-1706гг. М., 1975 ストラハンでは大蜂起に発展した。 Покровский. Антифеодальный протест, с. 37, 49-50. 例えば、一七〇五年のヒゲ剃りとドイツ服の着用に関する勅令も、そうであった。タラの住民は、それを拒否したが、ア Н. Б. Голикова. Астраханс
- (46) Покровский. Антифеодальный протест, c. 37–39. ここで問題となるのは、一七一六年二月の時点で人頭税が賦課さ of Antichrist. (Wisconsin UP., 1970) pp. 90-92 女子は三五コペイカ、慢性の病人は免除、死者は申告書から除かれた。R. O. Crummey. The Old Believers and the world グでは、地方当局とこの共同体の妥協の結果として、一七二八年七月になって、男子一ルーブリ四○コペイカ(即ち二倍)、 れたという指摘である。(女子は男子の半額)これについては、より慎重な分析が必要とされるが、同じく分離派の中心地ウィ
- 147 146 Там же, с. 47-50 Покровский. Антифеодальный протест, с. 45-46. これは、一六八〇年代以来はじめての「発火」であった。
- (≅) Там же, с. 53-55
- 149 明な後継者への誓いを拒否した人々が吊され、四ツ裂きに処せられていた。「タラからでているすべての道沿いに――と後世 容赦なく進められていた。既にピョートルの第三番目の後継者が皇帝の座にあった一七三五年でさえ、まだかつての名前の不 ∵旅人は述べている──多数の木の十字架が立っている。ある住民の話では、短い祈りのためのもの、他の住民の話では、こ Там же, с. 57-59. 一方、西シベリア各地の農村でこうした悲劇的抵抗の波が押し寄せている間、 タラの町の捜索

- 町の商業は、長い間衰退した。Tam жe, c. 60-61 こで行なわれた処刑の思い出のためのものである。一、〇〇〇人までもが、……処刑された」。事件ののち、 タラの町は荒廃し、
- (図) 以下は、次の論文による。Л. Н. Семенова. Борьба старорусских крестьян за изменение форм феодальной ренты в первой трети XVIIIв. «Крестьянство и классовая борьба в феодальной России» сб. ст. М., 1967.
- (55) Там же, с. 361
- (딸) Там же, с. 367
- 153 нских челобитных середины XVIIIв. «Ист. СССР» 1979, №. 4, с. 184–185, 188. 拙稿「ロシア近世農民闘争とイデオ より、後世の「農民の間で、とくに人気があった」。 Д. И. Раскин. Использование законодательных актов в крестья-にせよ、考え抜いたことを示していて興味深い。最近ラースキンが指摘したように、ピョートルのプラカートは、人頭税以外 の「余計な徴収」を禁止し、自由な出稼ぎを認め、労働時間内に農民を審理・裁判に呼びつけることを禁止した、ことなどに ロギーの問題――ソヴェト史学の現況について」、『人文研究』六一輯、一九八〇年、一七四―一七六頁。 Tam жe, c. 366. この事例は、人頭税の導入にさいして、農民が受動的に対処したのではなく、たとえ誤って解釈した
- 154 тизма в 20х годах XVIIIв. «Города феодальной России» сб. ст. М., 1966. с. 428-436. 心物照 商工地区民の抵抗としては、 С. М. Троицкий. Борьба посадов против фискальной политики русского абсолю-
- (5) Заозерская. Указ. соч. с. 149.
- (55) 例えば、Булыгин Указ. соч. с. 159.
- (切) ここでこの問題に深入りできないが、最近これに言及したものとして、 Thxonob. Помещыме крестьяне, c. 303-305 Троицкий. Финансовая политика, с. 141-143.
- (딸) Богословский. Указ. соч. с. 461-462.
- (至) Там же, с. 464.
- (鱼) Тихонов. Помещиье крестьяне, с. 241

- 161 459-461. Богословский. Указ. соч. с. 382 фенгауз. Хлебный рынок в 20-30-х годах XVIIIв. «Материалы по истории земледелия СССР» ч. І. М., 1952, с. 穀物商人の利潤の最高を一○%と定め、価格のつり上げを防ぐとともに、臨時の半強制的な穀物供出策を講じた。 B. 凶作は、当然の如く穀物価格の騰貴をもたらした。一七二三年の穀物価格は、二〇年代末の二倍をこえた。ピョートルは、 Б. Ка-
- (超) Троицкий. финансовая политика, с. 129. 支払いを条件にして)、である。 いの「隠匿」や「脱漏」に対する鼻そぎや投獄のような厳罰の廃止、逮捕された士族の解放、没収所領の返還(但し、罰金の この他、士族に対する一連の優遇措置がとられた。 例えば、 人口調 査
- (≦) Богословский. Указ. соч. с. 463-464.
- (54) Tam жe, c. 470-471.
- (66) これらの勅令によって、連隊の兵士を農民世帯に配置することが許可された。だが、その場合でも、連隊本部の施設の建 くないにも拘らず、牢獄・監獄がなかったからである。(Tam жe, c. 367, 375-376) 設は続けられねばならなかった。但し宿舎の建設を選ぶことも認められ、その場合、四年間の延期が認められた。だが、いず は、この未利用の施設を牢獄としての使用の許可を、元老院に申請した。けだし、オリ『ールには囚人、人殺し、盗賊が少な れにせよ、この計画を全廃した一七二七年になっても、建設は完了していなかった。一七二七年八月、オリョールの地方当局
- (鍋) Богословский. Указ. соч.
- (室) Троицкий. финансовая политика, с. 130.
- (☎) Там же.
- 169 連隊当りの定員を、竜騎兵一〇名、兵士二四名、削減すること、などである。 Tam жe, c. 130-131. 例えば一七二六年度の徴兵を中止し、軍隊と農民の双方の負担を軽くすること、平時の さいの
- прос в России накануне восстание Е. И. Пугачева (формирование антикрепостнической мысли). М., 1965 Tam жe, c. 131. この見解は、のちの「貴族の解放」の議論の先駆けであった。 М. Т. Белявский. Крестьянский во-

- 171 т. ІІ. СПб., 1910. с. 381-382. (この論文は、一八九七年に発表されている)。及び Троицкий. финансовая политика, с. 40-45. | 一月 | 八日付のメーンシコフ、オステルマン、マカロフ、ヴォルコフ、による『覚え書』、一二月末付のゴリツィン、 以下いついては、Н. П. Павлов-Сильванский. Мнения верховников о реформах Петра Великого. «Сочинения»
- (亞) Павлов-Сильванский. Указ. соч. с. 380-382. Троицкий. финансовая политика, с. 43

アプラクシン、トルストイ、による報告がある。

- 173 Богословский. Указ. соч. с. 485. Троицкий. финансовая политика, с. 132
- 174 代にも大きな論議の的となり、一時的に旧来の制度の復活さえ行なわれたのである。 Троицкий. Финансовая политика, с. 対して、自分の村々の整備について配慮するよう指示した。こうして経営主=農奴所有者としての彼らの意義が、決定的に高 められたのである。だが、農民の滞納に対する領主の責任の問題は、これによって直ちに解決されたわけでなく、一七三〇年 農民の租税納入に対する領主の責任は、一七二七年二月二四日の勅令によって明確な規定をうけた。勅令は、
- (75) Tam жe, c. (1727-1730rr.)《Ист. зап》 r. 91. 1973. を参照。 133. この委員会の活動については、 Е. В. Анисимов. Материалы комиссии Д. М. Голицына о подати
- (15) Анисимов. Материалы, с. 340
- (至) Павлов-Сильванский. Мнения, с. 例があった」と述べ、「改革者なき改革」の歴史を書いたが、実際には、ピョートルの晩年に大きな役割を演じた活動家のほ とんどは、高官によって押し退けられた。メーンシコフ、アプラクシン、ゴロヴキンのような人物は同じであったが、影響力 フの見解を根本的に批判した。即ち、ミリュコーフは、「ピョートルのいる時も、死後も、同じ人物、同じ問題、同じ解決の フ=シリヴァンスキーは、更にこの論文の末尾で、最高枢密会議の政策を「ピョートル改革の直接的発展」とみるミリュー シア)の範例である。ョーロッパの制度の魅力は、彼らにとってその力を失ったのである」(Tam жe, c. 383-384.)。パヴロ ロッパの範例への依拠であったのと同様に、〔ビョートル以後の〕政府高官にとって最も信頼すべき論拠は、一七世紀〔ロ 383. 「ピョートルにとって、改革のためのより良き論拠となったのは、いつでもヨ

ミリュコーフとはまったく異る方法で、「人頭税は、その絶対量において、

べた。その際、

彼が挙げたのは、

この時期の凶作、

以来、

現在に至るまで多数の研究者によって、人頭税の法外な重さと、その結果としての厖大な滞納について言

導入後も廃止されなかった諸貢租、

旧来の世帯税よりも重かった」、

と述

жe, c. 400-401)。ボゴスロフスキーもまた、改革に対する批判が、「はじめは、おずおずと」、「その後、より決定的」になり、 速さは、この場合、改革の速さと一致したのである」(Borocnobcknii, Ykaa. cou. c. 479)。 シリヴァンスキーによると、ピョートルこそがこの改革運動において「激励とエネルギーの源泉」にほかならなかった ついに「ピョートル以前の古い秩序の賛美」にまで達した、と指摘した。「この全行程は、二年足らずで行なわ れた。 反動 の 面では軽くなった。こうして「改革の多くのイデーが、ほとんど批判なしに拒否された」のである。 したがってパ ロフリ

- (종) Троицкий. финансовая политика, с. 199-201.
- (25) Ключевский. Сочинения,т. IV. лек. LXX.
- (፷) Троицкий. финансовая политика, с. 62-75

## 六 結びに代えて

五・八倍)をこえていることに依拠して、住民の税負担も、三倍強化された、と指摘した。他方、ボゴスロフス う著名なテーゼを展開したミリュコーフは、一六八○年と比較して一七二四年の国家歳入が、実質で三倍(名目では でなかったのだろうか。 が残されている。 人頭税の導入の前提と実施、そしてその結果、などの基礎過程を辿ってきた我々の前には、いま一つの素朴 明確な回答を与えている。「ロシアは、国の零落という代価を払って、ヨーロッパ列強のランクへ昇った」、とい 即ち、農民にとって、この新税は、古い世帯税に比較して一体重かったのだろうか、あるいはそう この点について、例えば本稿でしばしば典拠としたミリュコーフ、そしてボゴス フス ;な問題

そして課税単位の問題であっ

せ( て()!!! 」

IJ ij

2

=

1

フ

の方法論及び史料操作の欠陥、

Γ

ル

₹

1

ンは、

一九五九年の論文「ピョ

ì

ŀ

ル時代の経済についての問

題に寄

そして結論を厳しく批判した。

した

が

ス

F

ル

3 の

Ţ な ス ۲

IJ カン

ンによると、

国家は経済的基礎のうえにたつ政治的上部構造であり、

及されてきた。

連

の

標

進

的

な

概説書でも、

この

見解

が採用

され

てい

る

の

で

かし、こうした通説に反対する見解もまた、

決して少なくない。

経済学者として著名な

140 C 1 410 C 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
1680年	1724年	
4,626	7,980	
2,769	5,656	
1.67	1.41	
(100)	( 85)	
	1680年 4,626 2,769	

Струмилин. Указ. соч. с. 323.

よっ 経済力の健 の で て農民は穀物や糧秣、 あり、 全な成長について証明している。 こうして農民の税重担は、 加 ル ま 解とは逆に、 て た国 とならず、 ₹ ۲° ì 実際には、 э ij |家歳入の Ì ン ۴ の計算では、 ル それは強化された経済的基盤のうえでそうなった、 労働力の提供など、 の 増 時 五%低下しさえした」。こうして、国家予算の全般的増加(18) 名目三・ 加 代に を ㅁ 「ミリュ 五倍、 そのまま住民 シ 7 人頭税の導入によって、 の 人頭税の導入の結果、 政治力が 実質一・ コーフ 貨幣に換算すると一〇―一 の の確信に反して、〔住民の〕 七倍にしかなっていない。 税負担の増強とする単純 著しく強化されたとするならば、 増加したのではなく、 国庫 は一気に三五%も 五. ル と理解しなければ 1 な誤りに 租税の重さは、 上表 ブ ij にも及 が は 低下したのである。 示 ₹ 陥 豊 住民 すように、 ij ぶ諸 かに て の零落 お コ 三倍 ž ならな 1 0) れ フ 義務 た では L の ス O 増 カュ 理

三ル

1

ブリ八六コ

ぺ

イカを納めていた。

だが

「人頭税は、

男子一人から七〇コペ

ィ

カの規模と定められた。

b

にも発見される。

ル

ンによると、

この修道院の農民は、

人頭税の導入の以前には、

平均して国家に

世

帯 の を解消され

た 1

۲

ル ₹

1)

ン

の

ような見解は、 

最近この

時

期

の

ある修道院所領の農民経営を分析したH

. A

ブ

ル

1 ギ

ン

改革

ŀΞ の

の

農民世帯の平

的居住率を四人

(男子)

とすると、

全体では一世帯当り二ル

1

ブ

り八○コペ

イカで

あ

Ď,

その導入ま

なく、

国

各人から徴収してはならない」、

けだし「同時に、

大きな滞納や自己経営の零落なしに徴収することは不可

あらゆる君主の税や主人のオブロ

1

能

で

あ

からし、

と指示されている。

またストロ

ガノーフの管理令にも、

人間に応じてではなく、

小営業、

商業、

軽減したのである」。 次のように結論できる。 え農民が納めていたよりも、一ルーブリ六コペイカ少なくなければならない。それ故、 即ち、 人頭税の導入は、 修道院農民にとって国家に対する租税負担を増強したのではなく、 十分に普及した見解に反して、

は が、 頭税の導入ののちも、 視した理解に基づくもの、 以上のような見解は、 第三の点についてだけ若干敷衍しておくことにしよう。 当時の段階では大きな困難を伴ったこと、そして第三に、 国家による諸貢租の徴収がすべて中止されたわけではなかったこと、第二に、 通説の持つ欠陥の一部分を衝いてはいるものの、 といわなければならない。この点について、少くとも次の三点が指摘され 人頭税の賦課単位の「架空的性格」、 人頭税のあまりに形式的な、 である。 貨幣による納税 る。 その実態を 第 一に、人 無

が も、このことに変化はなかった。一七二四年のヴォルインスキーの領地管理令には、「税をチャグロに応じて配分し、 重圧を多少とも緩和する、 務の配分は、 しいものはより少なく、 賦課する諸貢租の担い手は共同体であった。 「ソハー」 ごく大雑把にいって、 から「世帯」へ移行しても変らなかった。こうした共同体内部での「財産と営業に応じて」の貢租 国家と領主にとっては確実な納税を約束するものであったし、他方、大多数の農民にとっても、 富めるものは、 中・近世ロシアにおいては、 重要な機能を果したのであった。そして国家の課税単位が「世帯」から「人間」へ移って(※) より多くの貢租・義務を連帯責任で負担したのであり、このことは課税単位 それ自体のなかに絶えず貧富の差を生み出していた共同体において、 聖俗界所領の村々であれ、 国有地 の郷であれ、 領主及び国 搾取 ・義 一家の 貧

越えた老人、あるいは病人や身体障害者、兵士の子供などの担税能力を欠いた人々、即ち「租税のうえでの厄介者」 り多く割り当てられたのである。更に注意すべきことは、 共同体の各構成員に均等に賦課されたのではなく、「労働能力のある、 弱体な農民が人頭税や主人のオプロークにおいて重荷とならないため」、と指示された。(w) 人頭税が共同体の、労働年齢に達していない幼児、 あるいは資金を持つ人々」

(податнный балласт) にも均等に賦課されたことである。その上、人口調査は領主の町や村の館に住み、 もっとも若く健康な、 生産的人口の負担を肩代わりしなければならなかったのである。人頭税の賦課単位のこうした「架空的性格」は、 て共同体にとって何の足しにならないものも含めて課税した。こうして共同体は、これら多数の「納税不能者」=非 本稿で繰返し指摘した、 したがって労働能力のある人間を連れ去った徴用と逃亡が、 国家による兵士・労働者の徴用、そして逃亡、 調査後の死亡、によって倍加された。 共同体の実際の担税者数を、 たが 通常 既

層減少させたことは、云うまでもない。

か 同じ六年間に自然に及び凶作によって死亡したもの、逃亡したもの、課税されている老人、老衰したもの、身体障害 との国境を越えて、またバシキールへ逃亡しており、 七一九年から現在の一七二五年にかけて――と、 が国境を越えて逃亡し、いかに強固な哨所も、 これら全てのものに代っての人頭税の納入が、 歩進めて、 まったくの幼児、 これが軍隊の新しい維持制度に及ぼす深刻な影響を次のように指摘した。 こうした堪えがたい重荷のため、 即ちなんら働かず、パンを要求するだけのもの、 これを阻むことはできない」。 ヤグジンスキ 極端な貧困に陥り、 元老院の報告は述べている──兵士に七〇、○○○人以上が取られ、 いかに困難であったかは、 哨所もそれを防ぐには役立たない。 互いに逃亡を余儀なくさせている。 これら全ての代りに、 元老院自ら認めるところであった。 「多くのものが 連隊の宿舎配備ののち、 ł 人頭税が現存のものに の 『覚え書』 既に数千人 は、更

て、この点を軽視することはできないのである。(鮃) には、そうした「若者」のうちの「最年長者」さえ、八歳になったばかりであった。人頭税の問題を考えるにあたっ(m) 体障害者などは、三二六、八八五人(一二・八%)にものぼった。「もしこの他の、報告が提出されていない残り六(8) 報告によると、死亡者、逃亡民、徴兵士、徴用労働者、二重登録者、連れ戻された逃亡民、等のほか、盲人などの身 れたこの数字には、たしかに一七一九年の申告書の提出以降に生まれた「若者」は含まれていない。だが一七二七年 らざる額を残りの現存のものから徴収するならば、苦重のゆえ逃亡が発生する可能性がある……」。元老院へ提出さ 八連隊が同じ減少を示すとすると、多額の不足が生じて……そのため連隊を満足させられないであろう。もし少なか 住地へ連れ戻されたもの、である……」。一七二七年の六一連隊(二、五二九、八八○人)の管区住民の減少に 関する うち死亡したもの八、○○○人、逃亡したもの三、○○○人、〔他は〕兵士に取られたもの、二度登録されたり、 口のこうした損失が生じている。カザン県に配備されたヴォログダ連隊だけで、一三、○○○人余が減少した。その 元の居

- (☲) Милюков. Указ. соч. с. 546
- によって惹き起される感覚をも知らなければならない。(Tam жe, c. 466) て、より軽くなるだろう」。更に租税の重さについて判断するためには、「数字的表現をとらない心理的資料」、即ちその重さ である。けだし「数字は減っても租税はより重くなる、逆に数字が増えても、租税は、経営状態に応じて、その収益性に応じ Богословский. Указ. соч. с. 471. ミリュコーフとはちがい、ボゴスロフスキーは、数字を用いての比較に、より慎重
- 183 История СССР с древнейших времен до наших дней. т. III. М., 1967. с. 219 (Н. И. Павленко).
- 184 С. Г. Струмилин. Очерки экономической истории СССР. М., 1960. с. 313-331.
- (≦5) Там же, с. 323
- (፷) Булыгин. Указ. соч.

187

Там же, с. 158-159

- 188 Грекову ко дню семидесятилетия» сб. ст. М., 1952, с. 228-231. Н. В. Устюгов. К вопросу о раскладке повинностей по дворовому числу в конце XVIIв. «Академику Б. Д.
- 189 шадях. «Памятники древней письменности», т. XV. СПб., 1881. с. 20-21. А. Волынский. Инструкция дворецкому Ивану Немчинову о управлении дому и деревень и регула об ло-
- 190 Н. В. Устюгов. Инструкция вотчинному приказчику первой четверти XVIIIв. «Ист. архив» т. IV., 1949, с.
- (例) この点については、Богословский. Указ. соч. с. 476.
- (宽) Там же, с. 477.
- 193 って減少した。結果として厖大な滞納金が蓄積され、それを現存住民数(六三、一八九人)で分けると、一人当り一ルーブリ たのである。 四一コペイカ、即ち人頭税の二倍をこえた。しかも、この現存住民数のなかにも、担税能力を欠いた多くの住民が含まれてい Tam жe. ヴォログダ地方に配備された三連隊(八六、二二九人)のうち二七%(二三、〇六〇人)が、これらの原因によ
- (章) Tam жe, c. 477.
- (19) Tam жe, c. 478
- 196 する一考察」、『スラヴ研究』二四号、一九七九年、参照。 が、本稿では一切触れられていない。最近の議論として、鳥山成人「ロシア農村共同体の土地割替慣行――その普及過程に関 人頭税の導入との関連において従来から取り上げられてきた大きな問題として、近世村落における土地割替の発生がある

(昭和五七年四月一七日 受理)